

平成二十九年 度  
鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

鳥取県教育委員会

平成29年度

# 鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

鳥取県教育委員会

## 目 次

平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施日程表	3
平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針	4
平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項	7
1 各高等学校の募集生徒数及び入学者選抜検査内容	7
2 出願資格	7
3 調査書	7
4 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜	8
(1) 推薦入学者選抜	8
(2) 一般入学者選抜	11
(3) 再募集入学者選抜	17
5 通信制課程における入学者選抜	20
6 配慮事項	21
7 自己申告書	24
8 個人情報の開示	25
9 その他	27
平成29年度鳥取県立高等学校募集生徒数及び入学者選抜検査内容等一覧表	28
入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領	34
入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領	35
入学志願者の選抜のための実技検査実施要領	36
平成29年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領	37
様式	
(様式第1号) 調査書	39
調査書作成上の注意事項	40
調査書記入例	42
(様式第2号) 学習成績一覧表	43
(様式第3号) 学習成績分布表	44
(様式第4号) 推薦入学志願書、推薦入学受検証	45
(様式第5号) 推薦書	47

(様式第 6 号) 志願者数一覧表	4 8
(様式第 7 号) 推薦入学志願者数等報告書	4 9
(様式第 8 号) 推薦入学者選抜結果通知書	5 0
(様式第 9 号) 合格内定辞退書	5 1
(様式第 10 号) 入学確約者数・合格内定辞退者数報告書	5 2
(様式第 11 号) 入学志願書、受検証	5 3
(様式第 12 号) 入学志願者数報告書	5 5
(様式第 13 号) 志願変更願、志願変更許可書	5 6
(様式第 14 号) 収入済印	5 7
(様式第 15 号) 受検者数報告書	5 8
(様式第 16 号) 面接・作文・実技検査実施計画書	5 9
(様式第 17 号) 合格者数等報告書	6 0
(様式第 18 号) 入学辞退書	6 1
(様式第 19 号) 入学辞退者名簿	6 2
(様式第 20 号) 再募集実施計画書	6 3
(様式第 21 号) 再募集入学志願者数等報告書	6 4
(様式第 22 号) 学力検査成績提供依頼書	6 5
(様式第 23 号) 学力検査成績書	6 6
(様式第 24 号) 特別措置願Ⅰ	6 7
(様式第 25 号) 特別措置願Ⅱ	6 8
参考 検査に当たっての配慮事項決定通知書	6 9
(様式第 26 号) 自己申告書	7 0
自己申告書についての注意事項	7 1
(様式第 27 号) 県立高校入試の自己申告書について	7 2
(様式第 28 号) 出身地区別志願者数報告書	7 3
(様式第 29 号) 県外志願者出願届	7 4
(様式第 30 号) 受検欠席届	7 5

問合せ先一覧表、県教育委員会報告用ファクシミリ番号・電子メールアドレス

鳥取県教育委員会ホームページアドレス	7 6
--------------------	-----

高等学校等での奨学金制度等について	7 7
-------------------	-----

平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施日程表（全日制・定時制）

月	日	曜日	入学者選抜日程	推薦入学者選抜	一般入学者選抜	再募集入学者選抜	提出者 → 提出先等	様式番号	ページ
11	1	火		特別措置願Ⅰ・Ⅱの提出(12月28日(消印有効)まで) 検査に当たっての配慮事項決定の通知(1月下旬まで)			中学校長 → 高等学校課長 中学校長 ← 高等学校課長	(24, 25)	21,22,23
12	2	金		必要事項の通知(2日まで)			中学校長 ← 高等学校長 → 高等学校課長	任意様式	10
1	11	水			面接・作文・実技検査実施計画書の提出(11日まで)		高等学校長 → 高等学校課長	16	15
2	6	月	推薦入学者選拔出願期間	推薦入学志願書、推薦書、調査書、学習成績分布表、志願者数一覧表の提出(7日正午まで)			中学校長 → 高等学校長	1,3,4,5,6 (24, 25, 26, 29)	8,9 21,22,23,24
	7	火		志願者数の報告(午後1時まで)FAX又は電子メール			高等学校長 → 高等学校課長	7	9
	10	金	推薦入学者選抜検査 (面接又は口頭試問・作文又は小論文・実技検査)	受検者数の報告(正午まで)FAX又は電子メール			高等学校長 → 高等学校課長	7	10
	15	水	推薦入学者選抜合格内定	選抜結果の通知(午後1時まで)FAX又は電子メール可 FAX又は電子メールの場合原本の送付(16日まで)			中学校長 ← 高等学校長	8	10
16	木			確約者数・辞退者数の報告(正午まで) (辞退書、報告書FAX又は電子メール可) FAX又は電子メールの場合原本の提出(21日まで)			中学校長 → 高等学校長 原本は「親展」	9,10	10
				合格内定者数・入学確約者数の報告 (午後1時まで)FAX又は電子メール			高等学校長 → 高等学校課長	7	10
21	火	一般入学者選拔出願期間		入学志願書、調査書、学習成績分布表、志願者数一覧表の提出(23日正午まで)			中学校長 → 高等学校長 高等学校課長	1,3,6,11 (24, 25, 26, 29)	11,21,22,23,24
22	水						高等学校長 → 高等学校課長	12	11
23	木								
27	月	火	志願変更期間	志願変更願、受検証、新入学志願書の提出(→旧志願高校)			中学校長 → 旧志願高等学校長	11,13	12,21,22,23,24
				志願変更許可書、新入学志願書、調査書の提出(→新志願高校)(28日正午まで)			中学校長 → 新志願高等学校長	1,11,13 (3, 24, 25, 26, 29)	
				最終志願者数の報告(午後1時まで)FAX又は電子メール			高等学校長 → 高等学校課長	12	12,13
3	2	木		面接等必要事項の通知(2日まで)			中学校長 ← 高等学校長	任意様式	15
	6	月		欠席者の報告(6日午後4時まで)			中学校長 → 高等学校長	30	13
	7	火	一般入学者選抜検査 (学力検査・面接・作文・実技検査)	受検者数の報告(午前11時まで)FAX又は電子メール			高等学校長 → 高等学校課長	15	14
	8	水		欠席者の報告(6日午後4時以降に把握した場合、把握でき次第できるだけすみやかに)			中学校長 → 高等学校長	30	13
	15	水	合格者の発表(正午)	合格者数の報告(午後1時まで)FAX又は電子メール (推薦入学者選抜を含む)			高等学校長 → 高等学校課長	17	15
	16	木		入学辞退者名簿の提出(午後1時まで) (辞退書、名簿FAX又は電子メール可)			中学校長 → 高等学校長 原本は「親展」	18,19	15,16
				FAX又は電子メールの場合原本の提出(21日まで)					
	17	金		再募集入学者選抜実施校の発表	繰上合格の決定(正午まで)			志願者本人 ← 中学校長 ← 高等学校長	
入学確定者数の報告(午後1時まで)FAX又は電子メール					実施計画書の提出(午後1時まで)FAX又は電子メール			高等学校長 → 高等学校課長	17,20
21	火	再募集入学者選拔出願期間		実施高校の決定及び通知(午後3時以降)県教委ホームページ			中学校長 ← 高等学校長 ← 高等学校課長		17
				一般入学者選抜の受検証の写し、入学志願書、調査書の提出(22日正午まで)			中学校長 → 高等学校長	1,11 (3, 24, 25, 26, 29)	17,21,22,23,24
				志願者数の報告(午後1時まで)FAX又は電子メール			高等学校長 → 高等学校課長	21	18
23	木		再募集入学者選抜検査 (面接・学力検査・作文・実技検査)					18	
27	月		再募集合格者の発表(正午)			受検者数・合格者数の報告(午後1時まで)FAX又は電子メール	高等学校長 → 高等学校課長	21	19
4	7	金		入学許可者数の報告、出身地区別志願者数報告書の提出			高等学校長 → 高等学校課長	17, 28	27

(注) 様式番号欄で( )は、必要に応じて提出する書類である。

# 平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

## 1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

## 2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成29年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

## 3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

### (1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

#### ア 募集人員

次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

(ア) 普通学科（普通科体育コースを除く。） 募集定員の20パーセント以内

(イ) 普通学科（普通科体育コースに限る。） 募集定員の50パーセント以内

(ウ) 専門学科及び総合学科 募集定員の40パーセント以内

#### イ 出願期間

平成29年2月6日（月）及び7日（火）

受付時間は、平成29年2月6日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月7日（火）は午前9時から正午までとする。

#### ウ 実施期日

平成29年2月10日（金）

#### エ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

#### オ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下「各教科」という。）」の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

#### カ 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成29年2月15日（水）までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成29年3月15日（水）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

## (2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

### ア 出願期間

平成29年2月21日(火)から同月23日(木)まで

受付時間は、平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

### イ 実施期日

平成29年3月7日(火)及び8日(水)(ただし、学力検査は、平成29年3月7日(火)とする。)

### ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

#### a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

#### b 検査時間等

国語、数学、社会、理科は各50分間、英語は60分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

#### c 配点等

(a) 実施教科の配点は、各50点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点とすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(ウ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

### エ 選抜方法

合格者は、調査書(合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録)、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

### オ 合格発表

平成29年3月15日(水)

### カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

## (3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

### ア 出願期間

平成29年3月21日(火)及び22日(水)

受付時間は、平成29年3月21日(火)は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日(水)は午前9時から正午までとする。

### イ 実施期日

平成29年3月23日(木)



#### ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

#### エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

#### オ 合格発表

平成29年3月27日（月）

### 4 通信制課程における入学者選抜

#### (1) 出願期間及び実施期日

平成29年3月2日（木）から同月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間の出願時に実施する。

受付時間は、平成29年3月2日（木）から同月27日（月）までは午前9時から午後4時30分までとし、同月28日（火）は午前9時から正午までとする。

#### (2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

#### (3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

#### (4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

### 5 配慮事項

#### (1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

#### (2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業者、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

### 6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。

# 平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

## 1 各高等学校の募集生徒数及び入学者選抜検査内容

各高等学校の募集生徒数及び入学者選抜検査内容は、学科又はコースごとに別に定める。(P.28～33 参照)

## 2 出願資格

中学校(これに準ずる学校を含む。以下同じ。)を卒業した者若しくは平成29年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者とする。

なお、県外志願者(鳥取県内の中学校出身の者(卒業見込みの者を含む。))で鳥取県内に居住している者以外の志願者をいう。)については、平成29年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領(P.37～38)に従って出願するものとする。

## 3 調査書

中学校長は、県立高等学校に入学を志願する者(以下「志願者」という。)について、調査書(様式第1号)を作成する。調査書の作成に当たっては、公正を期するため、校長を委員長とする調査書作成委員会を設けるものとする。

### (1) 学習の記録の記載方法

学習の記録の教科(選択教科を含む。)の評定については、第1、2学年の成績は指導要録から転記し、第3学年の成績は次の方法により、在籍している中学校又は卒業した中学校(以下「出身中学校」という。)の校長が評定する。

ただし、特別支援学級及び特別支援学校(中学部)に在籍している又は在籍した志願者で、第1、2学年の学習の記録の教科(選択教科を含む。)の評定欄の記載が文章記述となっている場合は、評定欄に斜線を引き、特記事項欄に評定が記入できない旨を簡潔に記入すること。

また、特別支援学級及び特別支援学校(中学部)に在籍している又は在籍した志願者においては、指導要録の写しを資料として添付できる。

#### ア 平成29年3月卒業見込みの者

(ア) 第3学年の「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語」の各教科(以下「各教科」という。)については、各教科の評定を目標に準拠した評価(絶対評価)による5段階評定とし、学習成績一覧表(様式第2号)を作成し、そこから転記する。

(イ) 選択教科については、3段階評定とする。

#### イ 過年度卒業者

指導要録から転記する。

#### ウ 県外志願者

目標に準拠した評価(絶対評価)により5段階で評定したものを記入するものとする。

### (2) その他の記録の記載方法

特別活動等の記録、出欠の記録等で指導要録に記載されているものは、指導要録から転記し、その他については、出身中学校の校長が必要事項を記入する。

(3) 平成29年3月卒業見込みの者の第3学年の各記録は、1、2学期及び1月以降の状況について考慮して記載する。

(4) その他については、「調査書作成上の注意事項」(P.40～41)により記入する。



## 4 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

### (1) 推薦入学者選抜

#### ア 実施高等学校の学科（コース）及び募集人員

次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、県教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。(P.28～33 参照)

- (ア) 普通学科（普通科体育コースを除く。）募集定員の20パーセント以内
- (イ) 普通学科（普通科体育コースに限る。）募集定員の50パーセント以内
- (ウ) 専門学科及び総合学科 募集定員の40パーセント以内

#### イ 推薦要件

推薦入学者選抜に志願できる者は、次の各項に該当する者で、その出身中学校長の推薦を得た者とする。

- (ア) 目的意識が明確で、当該学校、学科及びコースを志望する動機・理由が明白、適切である者。
- (イ) 意志が強固で、当該学校、学科及びコースに対する適性及び興味・関心を有する者。
- (ウ) 当該学校、学科及びコースの教育課程に熱心に取り組み、かつ十分な成業が見込める者。

#### ウ 推薦に当たって中学校がとるべき措置

中学校長は、推薦入学志願者を推薦するに当たっては、推薦の厳正・公平・適切を期するため、校長を委員長とする推薦委員会を設けるものとする。

#### エ 出願

##### (ア) 出願方法

- a 出願は、一人1校1学科又は1コースに限る。

県外志願者については、県教育委員会が指定する学校（科・コース）以外に出願することはできない。(P.38 参照)

ただし、県教育委員会が指定する県外の地域（以下「県外指定地域」という。）に居住する志願者については、県教育委員会が別に指定する学校（学科）に出願することができる。(P.37 参照)

- b 推薦入学志願者は、推薦入学志願書（様式第4号）に必要事項を記入の上、入学選抜手数料2,200円（定時制過程は1,000円）を納付し、出身中学校の校長を経由して、志願する高等学校（以下「志願先高等学校」という。）の校長に提出しなければならない。

なお、入学選抜手数料の納付方法は次のいずれでもよい。

- (a) 鳥取県収入証紙による納付

推薦入学志願書の所定の欄に貼り付ける。（消印をしてはならない。）

- (b) 現金による納付

推薦入学志願書に添える。

- c 県外志願者については、県外志願者出願届（様式第29号）及びその添付書類を推薦入学志願書とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出することとする。(P.37～38 平成29年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領参照)

- d 中学校長は、推薦入学志願者から推薦入学志願書の提出を受け、推薦することを認めた場合は、これに次の書類を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、県外指定地域以外の県外中学校は、志願者数一覧表の提出は必要ない。

- (a) 推薦書（様式第5号）
- (b) 調査書（様式第1号）
- (c) 学習成績分布表（様式第3号）
- (d) 志願者数一覧表（様式第6号）

e 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（縦23cm×横12cm）を同封すること。

(イ) 出願期間

a 平成29年2月6日（月）及び2月7日（火）とする。

b 受付時間は、2月6日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、2月7日（火）は午前9時から正午までとする。

c 郵送の場合は、書留によることとし、2月7日（火）正午必着とする。

(ウ) 受付場所

志願先高等学校で受け付ける。

(エ) 出願の受付

a 推薦入学者選抜を実施する高等学校（以下「推薦入学者選抜実施校」という。）の校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、校長印で割印し、推薦入学受検証（様式第4号）を切り離して交付しなければならない。

なお、入学選抜手数料について、鳥取県収入証紙による納付の場合は、当該高等学校の受付印で推薦入学志願書の鳥取県収入証紙を消印する。現金による納付の場合は、現金領収証書を申請者ごとに交付又は取りまとめ者（中学校教諭等）へ一括して交付すること。

その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。

b 推薦入学者選抜実施校の校長は、平成29年2月7日（火）の午後1時までに、推薦入学志願者数等報告書（様式第7号）をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

オ 面接及び口頭試問（P.28～33参照）

面接又は口頭試問は、推薦入学志願者全員に対して行う。

(ア) 実施期日 平成29年2月10日（金）

(イ) 実施場所 推薦入学者選抜実施校

(ウ) 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領（P.34）により実施する。

カ 作文及び小論文並びに実技検査（P.28～33参照）

作文又は小論文及び実技検査は、学校、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施することができる。

(ア) 実施期日 平成29年2月10日（金）

(イ) 実施場所 推薦入学者選抜実施校

(ウ) 入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領（P.35）及び実技検査実施要領（P.36）により実施する。

キ 入学者の選抜

(ア) 推薦入学者選抜実施校の校長は、校長を委員長とする推薦入学者選抜委員会を設置して選抜を行うものとする。

(イ) 推薦入学者選抜実施校の校長は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、学校、学科及びコースの特性に配慮し総合的に判断して、合格者を決定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができる。（P.28～33参照）

(ウ) 推薦入学者選抜実施校の校長は、教育上必要があると認めるときは、県教育委員会（高等学校課）と協議の上、推薦募集人員を超えて合格者を決定することができる。

- (エ) 推薦入学者選抜実施校の校長は、平成29年2月10日（金）正午までに、推薦入学志願者数等報告書（様式第7号）をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

#### ク 選抜結果の通知等

- (ア) 推薦入学者選抜実施校の校長は、平成29年2月15日（水）の午後1時までに推薦入学者選抜結果通知書（様式第8号）により、選抜の結果を中学校長に通知する。  
なお、中学校長への通知は、ファクシミリ又は電子メールで提出することができる。このとき、原本は、平成29年2月16日（木）までに送付するものとする。
- (イ) 中学校長は、推薦入学者選抜の合格内定通知を受けた志願者に対し入学の意志を確認し、入学の意志のある者の人数を入学確約者として把握するものとする。  
また、やむを得ない事情により合格内定を辞退する者は、合格内定辞退書（様式第9号）を中学校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
- (ウ) 中学校長は、入学確約者数・合格内定辞退者数報告書（様式第10号）及び合格内定辞退書を、平成29年2月16日（木）正午までに、合格内定を受けた高等学校長に親展で提出しなければならない。  
なお、入学確約者数・合格内定辞退者数報告書及び合格内定辞退書はファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、原本は平成29年2月21日（火）までに合格内定先高等学校長に持参又は郵送（親展）で提出することとする。
- (エ) 推薦入学者選抜実施校の校長は、平成29年2月16日（木）午後1時までに、推薦入学志願者数等報告書（様式第7号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。
- (オ) 入学確約者は、一般入学者選抜に出願することはできない。
- (カ) 推薦入学者選抜の合格者の発表は、平成29年3月15日（水）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて行う。

#### ケ 不合格者等の一般入学者選抜の再受検

推薦入学者選抜に合格内定しなかった者及び合格内定を受けたが合格内定辞退書を提出した者は、当該高等学校の学科・コース又は他の高等学校の学科・コースの一般入学者選抜を受検することができる。

その際、一般入学者選抜の入学志願書受付期間内に改めて入学志願書（様式第11号、入学選抜手数料も含む。）及び調査書（様式第1号）を提出しなければならない。

#### コ その他

- (ア) 推薦入学者選抜実施校の校長は、平成28年12月2日（金）までに、推薦入学者選抜の実施に関する必要事項を、各中学校に通知（任意様式）するとともに、県教育委員会（高等学校課）にも提出するものとする。
- (イ) 推薦入学者選抜実施校の校長は、関係中学校に対し、推薦入学者選抜実施計画について説明を行うものとする。

## (2) 一般入学者選抜

### ア 出願

#### (ア) 出願方法

a 志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一学校内に複数の課程、学科、コースがある場合には、順位をつけて出願することができる。

また、推薦入学者選抜における入学確約者は、一般入学者選抜に出願することができない。

b 志願者は、入学志願書（様式第11号）に必要事項を記入の上、入学選抜手数料2,200円（定時制課程は1,000円）を納付し、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、入学選抜手数料の納付方法は次のいずれでもよい。

(a) 鳥取県収入証紙による納付

入学志願書の所定の欄に貼り付ける。（消印をしてはならない。）

(b) 現金による納付

入学志願書に添える。

c 県外志願者については、県外志願者出願届（様式第29号）及びその添付書類を入学志願書とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出することとする。（P.37～38 平成29年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領参照）

d 中学校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに次の書類を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、県外指定地域以外の県外中学校は、志願者数一覧表の提出は必要ない。

(a) 調査書（様式第1号）

(b) 学習成績分布表（様式第3号）

(c) 志願者数一覧表（様式第6号）

e 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（縦23cm×横12cm）を同封すること。

#### (イ) 出願期間

a 平成29年2月21日（火）から2月23日（木）までとする。

b 受付時間は、2月21日（火）及び22日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、2月23日（木）は午前9時から正午までとする。

c 郵送の場合は、書留によることとし、2月20日（月）までの消印のあるものとする。

#### (ウ) 受付場所

志願先高等学校で受け付ける。

#### (エ) 出願の受付

a 高等学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、校長印で割印し、受検証（様式第11号）を切り離して交付しなければならない。

なお、入学選抜手数料について、鳥取県収入証紙による納付の場合は、当該高等学校の受付印で入学志願書の鳥取県収入証紙を消印する。現金による納付の場合は、現金領収証書を申請者ごとに交付又は取りまとめ者（中学校教諭等）へ一括して交付すること。

その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。

また、各高等学校が作成する、学力検査の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。

b 高等学校長は、入学志願者数報告書（様式第12号）を県教育委員会（高等学校課）に平成29年2月23日（木）午後1時までにはファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。



- c 再募集入学者選抜に出願する場合、一般入学者選抜における受検証の写しの提出が必要になる。

## イ 志願変更

志願書受付締切後において、志願者は1回に限り、同一学校又は他の学校の課程、大学科、小学科(コース)に志願変更することができる。ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

### (ア) 志願変更手続

#### a 志願変更願の提出

志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第13号)に、先に交付を受けた受検証と新たに作成した入学志願書(様式第11号)を添えて、出身中学校長に申し出、中学校長はこれを取りまとめて、志願変更受付期間内に、先に出願した高等学校長に提出しなければならない。

この場合、志願者は入学選抜手数料の再納付を必要としない。ただし、定時制課程から全日制課程へ志願変更するときは、差額に相当する額(1,200円)を新たに志願する高等学校へ納付しなければならない。

#### b 志願変更許可書の交付及び出願書類の返付

志願変更願を受け付けた高等学校長は、次の手続を行うものとする。

- (a) 志願変更願、志願変更許可書は一枚の用紙であるので、願い出があったときには、高等学校長はこれを校長印により中央で割印の上、切り離し、志願変更願は保管し、志願変更許可書には必要事項を記入して交付するものとする。

- (b) 先に受け付けた出願書類のうち、入学志願書、収入証紙(消印済)又は現金領収証書は、別に保管する。

- (c) 新たに提出された入学志願書に収入済印(様式第14号)を押印し、志願変更をしようとする者に関する調査書等の出願書類とともに出身中学校長に返付する。

#### c 新たに志願する高等学校への出願

- (a) 出身中学校長は、出願に必要な書類(新規に出願する高等学校の場合は、学習成績分布表を含む。)に、志願変更許可書を添えて、志願変更受付期間内に新たに志願する高等学校長に提出しなければならない。

ただし、定時制課程から全日制課程へ志願変更するときは、志願者は入学選抜手数料の差額に相当する額(1,200円)を納付しなければならない。(納付方法は、先の出願と同様とする。)

- (b) 新たに志願を受け付けた高等学校長は、志願変更許可書を確認する等、出願書類を審査の上、受検証を交付するものとする。

#### d 志願者数の提示

高等学校長は、志願変更受付期間中において、中学校長から問合せがあれば、その時点の志願者数(小学科、コース別)を示すものとする。

### (イ) 志願変更受付期間

- a 平成29年2月27日(月)から2月28日(火)までとする。

- b 受付時間は、2月27日(月)は午前9時から午後4時30分までとし、2月28日(火)は午前9時から正午までとする。

- c 郵送による志願変更は認めない。

### (ウ) 入学志願者数の報告

高等学校長は、県教育委員会(高等学校課)に次の順序により作成した入学志願者数報告書(様式第12号)を平成29年2月28日(火)午後1時までにはファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

- a 2月21日（火）から2月23日（木）までに受理した志願者（2月20日（月）までの消印のある郵送分を含む。）の人数（A）
- b 志願変更受付期間内において、第1志望の学科の志願を辞退した者（志願変更許可書を交付した者）の人数（B）
- c 志願変更受付期間内において、自校に新たに志願してきた者（自校へ志願していた者が第1志望を自校の他の課程、大学科、小学科（コース）に変えて新たに志願してきた者を含む。）の人数（C）
- d 「ウ 出願の特例措置」により2月27日（月）から2月28日（火）までの間に志願してきた者の人数（D）
- e 志願変更受付期間終了時における最終の志願者数（E）

（注）  $E = A - B + C + D$ となる。

#### ウ 出願の特例措置

県外志願者のうち、平成29年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領（P.37～38）「県外志願者の取扱い」の（2）の表の「特別事情」の2に該当する者の出願期間は、「ア 出願」の「(イ)出願期間」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (ア) 平成29年2月27日（月）から2月28日（火）までとする。
- (イ) 受付時間は、2月27日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、2月28日（火）は午前9時から正午までとする。
- (ウ) 郵送による出願は認めない。

#### エ 欠席者の報告

出願後、志願者が何らかの事由で受検しない場合は、中学校長は志願先高等学校の校長に、平成29年3月6日（月）午後4時までに、受検欠席届（様式第30号）を提出することとする。なお、それ以後に把握した場合は、把握でき次第すみやかに提出することとする。

#### オ 学力検査（P.28～33参照）

学力検査は、入学志願者全員に対して行う。

- (ア) 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける学力検査管理委員会の管理のもとに行う。
- (イ) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできる。
- (ウ) 学力検査の期日及び時間割

平成29年3月7日（火）に、次の時間割によって全県一斉に行う。

時限	検査教科	検査時間	開始時間	終了時間
1	国語	50分	午前 9時20分	～ 午前10時10分
2	数学	50分	午前10時25分	～ 午前11時15分
3	社会	50分	午前11時30分	～ 午後 0時20分
4	英語	60分	午後 1時10分	～ 午後 2時10分
5	理科	50分	午後 2時25分	～ 午後 3時15分

ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

また、列車時刻の変更等により、高等学校長が緊急に時間割の変更を必要と認める場合には、学力検査管理委員会に電話で報告し、指示を受けなければならない。この場合には、変更した内容について、報告書（任意様式）を学力検査管理委員会に提出しなければならない。



(エ) 学力検査教科の配点

- a 実施教科の配点は、各50点とする。
- b 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点とすることができる。
- c 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8：2から2：8までの範囲内とする。

(オ) 学力検査会場

- a 学力検査を行う会場は、各高等学校に設ける。
- b 各高等学校は会場の机、いすを整備点検し、机には受検番号を明示しておかなければならない。また、下敷の使用が必要な場合は必ず事前に点検して準備しておくとともに、展示物や掲示物等を取り除いておかなければならない。

(カ) 学力検査問題

検査問題は、中学校学習指導要領に示されている実施教科の目標及び内容の範囲内で出題し、基礎的・基本的な知識・理解・技能、思考力、判断力、表現力等を幅広くみる出題とする。英語については、聞き取り検査を実施する。

(キ) 学力検査における留意事項

a 携行品

- (a) 筆記用具は、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、直定規又は三角定規（分度器の機能のあるものや公式の記入等のあるものは不可）、コンパスだけとする。なお、和歌や格言等が印刷されているものは不可とする。
- (b) 計時機能以外の機能を有する腕時計、携帯電話等は携帯させない。

b 検査実施時刻の前に、受検者全員に必要な事項を伝達し、指示するものとする。集合時刻は、受検者の交通の便等をよく考慮して決めなければならない。

c 検査実施時間中は、受検者を検査会場（教室）から外に出さないようにし、用便等のためやむを得ず外に出るときは、必ず教職員が付き添わなければならない。

d 受検証を紛失した者又は忘れてきた者については、本人であることを確認し、受検証を再発行して差し支えない。

e 各時限の検査開始後25分以上遅刻した者については、原則としてその時限の検査は受検させない。

f 問題用紙は、受検者が持ち帰ることができる。

g 病気等により、正規の検査会場で受検できない者又は途中で受検できなくなった者があるときは、保健室等で受検させるよう配慮し、この場合は必ず教職員を付き添わせるとともに、病状に応じ医師又は養護教員を待機させるほか、毛布、保温器具等の持参を認める等臨機の措置をとるものとする。

また、正規の検査会場以外の所（例えば病院、自宅等）での受検は原則として認めないが、やむを得ない事情がある場合には、高等学校長の判断により受検の便宜をはかるものとする。

(ク) 受検者数の報告

高等学校長は、平成29年3月7日（火）午前11時までに、受検者数報告書（様式第15号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

## カ 面接 (P.28～33 参照)

面接は、入学志願者全員に対して行う。

- (ア) 実施期日 平成29年3月7日(火)又は8日(水)
- (イ) 実施場所 一般入学者選抜実施校
- (ウ) 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領(P.34)により実施する。
- (エ) 高等学校長は、面接・作文・実技検査実施計画書(様式第16号)を、平成29年1月11日(水)までに県教育委員会(高等学校課)に提出するものとする。
- (オ) 高等学校長は、平成29年3月2日(木)までに各中学校長に面接の実施に関する必要事項を通知(任意様式)するものとする。

## キ 作文及び実技検査 (P.28～33 参照)

作文、実技検査は、学校、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施することができる。

- (ア) 実施期日 平成29年3月7日(火)又は8日(水)
- (イ) 実施場所 一般入学者選抜実施校
- 作文及び実技検査は、入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領(P.35)及び実技検査実施要領(P.36)により実施する。
- (ウ) 高等学校長は、面接・作文・実技検査実施計画書(様式第16号)を、平成29年1月11日(水)までに県教育委員会(高等学校課)に提出するものとする。
- (エ) 作文及び実技検査を実施する高等学校長は、平成29年3月2日(木)までに各中学校長に実施に関する必要事項を通知(任意様式)するものとする。

## ク 入学者の選抜

高等学校長は、学校、学科又はコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

- (ア) 調査書(合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録)、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。
- (イ) 調査書の合計評定は、第3学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。
- (ウ) 第1志望者を優先するが、第1志望以外の志願者も同等に取り扱った選抜を行うこともできる。
- (エ) 教育上必要があると認めるときは、県教育委員会(高等学校課)と協議の上、募集定員を超えて合格者を決定することができる。

## ケ 合格発表

- (ア) 日時及び場所 平成29年3月15日(水)正午 各高等学校
- (イ) 高等学校長は、平成29年3月15日(水)午後1時までに合格者数等報告書(様式第17号)をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会(高等学校課)に提出しなければならない。

## コ 入学の辞退

- (ア) 合格者のうちで入学を辞退しようとする者は、入学辞退書(様式第18号)を中学校長を経由して、合格した高等学校の校長に提出するものとする。
  - (イ) 中学校長は、提出された入学辞退書に基づき、入学辞退者名簿(様式第19号)を作成して、平成29年3月16日(木)午後1時までに、それぞれの高等学校長に親展で提出しなければならない。なお、入学辞退者がいない場合も、入学辞退者数を0名と記入して提出するものとする。
- また、入学辞退者名簿及び入学辞退書はファクシミリ又は電子メールで提出することがで

きる。その場合、原本は平成29年3月21日（火）までに合格先の高等学校長に持参又は郵送（親展）で提出することとする。

#### サ 繰上合格

高等学校長は、入学辞退者があり合格者人数が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

- (ア) 繰上合格の決定に当たっては、高等学校長は該当する受検者が在籍若しくは卒業した中学校長を通じて受検者の意志を確認するものとする。
- (イ) 高等学校長から受検者の意志確認の依頼を受けた中学校長は、ただちに該当する受検者と連絡をとり、その結果をすみやかに高等学校長に報告するものとする。
- (ウ) 繰上合格の決定は平成29年3月17日（金）正午までに行うものとする。
- (エ) 中学校長は、繰上合格の連絡に備え、平成29年3月16日（木）午後1時から17日（金）正午まで一般入学者選抜で不合格になった受検者又は保護者の連絡先を把握しておくこと。ただし、これにより該当生徒に過度の期待をもたせることのないよう配慮するものとする。

#### シ 入学確定者数の報告

高等学校長は、平成29年3月17日（金）午後1時までに、合格者数等報告書（様式第17号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

なお、募集定員に満たない高等学校にあっては、再募集実施計画書（様式第20号）も併せて県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

### (3) 再募集入学者選抜

入学確定者数が募集定員数に満たない課程、学科又はコースを有する高等学校について、次のとおり再募集入学者選抜を実施する。

#### ア 実施学校の課程・学科・コース及び募集生徒数

募集生徒数は、募集定員と入学確定者数を勘案して、県教育委員会が平成29年3月17日（金）に決定し、関係機関に通知する。なお、再募集入学者選抜を実施する高等学校（以下「再募集入学者選抜実施校」という。）並びに実施学科・コース及び募集生徒数は、3月17日（金）の午後3時以降に県教育委員会のホームページ（P.76）に掲載する。

#### イ 出願

##### (ア) 出願方法

a 志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一学校内の複数の課程、学科、コースが募集する場合には、順位をつけて出願することができる。

また、平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜の合格者は、再募集入学者選抜に出願できない。ただし、合格者であっても入学辞退書を提出した者は、出願することができる。

b 志願者は、次の書類を出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

(a) 入学志願書（様式第11号、入学選抜手数料2,200円（定時制は1,000円）。納付方法は、一般入学者選抜と同様とする。）

(b) 一般入学者選抜を受検した者は、その受検証の写し（ただし、受検証を紛失した場合は、一般入学者選抜を受検した高等学校名を中学校長が証明したものの提出をもって受検証の提出に代える。）

(c) 県外志願者については、県外志願者出願届（様式第29号）及びその添付書類を入学志願書とともに志願先高等学校の校長に提出するものとする。（P.37～38 平成29年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領参照）

c 中学校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに調査書（様式第1号）及び学習成績分布表（様式第3号、新規に出願する高等学校にのみ提出する。）を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

d 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（縦23cm×横12cm）を添付すること。

##### (イ) 出願期間

a 平成29年3月21日（火）から3月22日（水）までとする。

b 受付時間は、3月21日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、3月22日（水）は午前9時から正午までとする。

c 郵送の場合は、書留によることとし、3月22日（水）正午必着とする。

##### (ウ) 受付場所

志願先高等学校で受け付ける。

##### (エ) 出願の受付

a 再募集入学者選抜実施校の校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、校長印で割印し、受検証（様式第11号）を切り離して交付しなければならない。



なお、入学選抜手数料について、鳥取県収入証紙による納付の場合は、当該高等学校の受付印で入学志願書の鳥取県収入証紙を消印する。現金による納付の場合は、現金領収証書を申請者ごとに交付又は取りまとめ者（中学校教諭等）へ一括して交付すること。

その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。

また、各再募集入学者選抜実施校が作成する、集合場所、集合時間及び日程などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。

- b 再募集入学者選抜実施校の校長は、3月22日（水）午後1時までには再募集入学志願者数等報告書（様式第21号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

## ウ 面接

面接は、入学志願者全員に対して行う。

- (ア) 実施期日 平成29年3月23日（木）  
(イ) 実施場所 再募集入学者選抜実施校  
(ウ) 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領（P.34）により実施する。

## エ 学力検査、作文及び実技検査

学力検査、作文及び実技検査は、学校、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施することができる。

- (ア) 実施期日 平成29年3月23日（木）  
(イ) 実施場所 再募集入学者選抜実施校  
(ウ) 入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領（P.35）及び実技検査実施要領（P.36）により実施する。

## オ 入学者の選抜

再募集入学者選抜実施校の校長は、学校、学科又はコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

- (ア) 調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。  
(イ) 調査書の合計評定は、第3学年の各教科の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができる。  
(ウ) 第1志望者を優先するが、第1志望以外の志願者も同等に取り扱った選抜を行うこともできる。  
(エ) 一般入学者選抜の学力検査結果の利用  
一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。  
a 一般入学者選抜の学力検査の成績を利用しようとする高等学校長は、志願者が一般入学者選抜を受検した高等学校ごとに学力検査成績提供依頼書（様式第22号）を作成し、志願者が提出した受検証の写しを添付して、依頼する高等学校長に提出するものとする。  
依頼書を受け取った高等学校長は、該当する一般入学者選抜受検者の学力検査成績書（様式第23号）を作成し、依頼のあった高等学校長に提出する。  
b 一般入学者選抜の学力検査の成績を利用しようとする高等学校長は、提出された一般入学者選抜の学力検査の成績のすべて又は一部の教科をあらかじめ定めた方法で利用するものとする。ただし、一般入学者選抜の学力検査で受検していない教科のある者及び一般入学者選抜を受検していない者が不利にならないよう、選抜方法を工夫するものとする。

カ 合格発表

- (ア) 日時及び場所 平成29年3月27日(月)正午 再募集入学者選抜実施校
- (イ) 再募集入学者選抜実施校の校長は、3月27日(月)午後1時までに再募集入学志願者数等報告書(様式第21号)をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会(高等学校課)に提出しなければならない。



## 5 通信制課程における入学者選抜

### (1) 出願方法

#### ア 出願手続

入学志願者は、高等学校長に次の書類を提出するものとする。

(ア) 入学志願書（鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号、各募集高等学校で配付）

(イ) 調査書（様式第1号、調査書の作成が不可能な者については、最後に在籍した学校の卒業証明書及び学力を証明する書類）

(ウ) 学習成績分布表（様式第3号）

#### イ 出願期間

(ア) 平成29年3月2日（木）から3月28日（火）までとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

(イ) 受付時間は、3月2日（木）から3月27日（月）までは午前9時から午後4時30分までとし、3月28日（火）は午前9時から正午までとする。

#### ウ 受付場所

各募集高等学校

### (2) 面接

面接は、入学志願者全員に対して、原則として、出願時に行う。

### (3) 選抜方法

高等学校長は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

### (4) 選抜結果の通知等

選抜結果は、入学志願者全員に通知する。その際、合格者には入学許可願（鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号の2）を同封する。

### (5) その他

募集高等学校では、あらかじめ入試説明会が開催されるので、出願に当たっては、必ず各募集高等学校に問い合わせること。

## 6 配慮事項

### (1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

また、主な配慮事項は次のとおりであり、記載がない事項についても申請できる。

#### ア 身体等に障がいのある生徒

##### (ア) 検査室や座席に関する配慮

- ・座席の指定（前列等）
- ・別室の設定（病院等を含む）

##### (イ) 時間に関する配慮

- ・休憩時間の延長
- ・検査時間の延長（個別の状況に応じて1.3倍または1.5倍）  
ただし、学力検査のみとする

##### (ウ) 持参して使用するものに関する配慮

- ・拡大鏡、補聴器の持参使用

##### (エ) その他の配慮

- ・問題用紙、解答用紙の拡大等  
問題用紙（A4判（明朝体11P）→B4判（ユニバーサルデザイン体13.5P））  
解答用紙（B4判（明朝体11P）→B4判（ユニバーサルデザイン体11P））
- ・文書による指示事項等の伝達
- ・英語聞き取り検査における音声聴取の方法（口頭による読み上げ、CDプレイヤーのスピーカーから直接音声を聞く等）
- ・面接形式の変更（集団→個人）

#### イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

##### (ア) 時間に関する配慮

- ・検査時間の延長（個別の状況に応じて1.3倍または1.5倍）  
ただし、学力検査のみとする

##### (イ) 持参して使用するものに関する配慮

- ・辞書の持参使用

##### (ウ) その他の配慮

- ・問題用紙及び解答用紙のルビ振り

### (2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業者、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

### (3) 配慮に当たっての申請方法

受検上の配慮の申請は、「ア 出願前申請（出願前に申請する方法）」と、「イ 出願時申請（出願時に申請する方法）」とする。

#### ア 出願前申請

中学校で個別の教育支援計画等に基づき、日常的に配慮が行われており、高等学校入学者選抜においても配慮を希望する志願者が提出できる。

## イ 出願時申請

平成29年1月以降、突発的事故や帰国等により、高等学校入学者選抜において配慮を希望する志願者が提出できる。

### (4) 配慮に当たっての提出書類等

#### ア 身体等に障がいのある生徒

##### (ア) 出願前申請

- a 身体等に障がいがあるため、受検の方法に配慮を希望する志願者は、特別措置願 I（様式第 24 号）、個別の教育支援計画（写し）又は個別の指導計画（写し）、医師の診断書（写し）を、出身中学校の校長を経由して、県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。なお、医師の診断書がない場合は、県教育委員会（高等学校課）に相談すること。また、志望校は空欄とすること。
- b 提出期間は、平成28年11月1日（火）から平成28年12月28日（水）（消印有効）までとする。
- c 県教育委員会（高等学校課）は、平成29年1月下旬までに配慮の可否及び配慮の内容を決定し、結果を中学校長を通じて志願者に通知する。
- d 決定通知書に許可事項のある志願者は、出願時に出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に決定通知書（写し）を他の出願書類に添付して提出しなければならない。
- e 志願先高等学校の校長は、県教育委員会（高等学校課）に特別措置願 I（様式第 24 号）及び決定通知書（写し）受領の旨を連絡し、配慮等を確認すること。
- f なお、対応の協議や配慮準備に時間を要するような場合、中学校長は提出期間前に県教育委員会（高等学校課）に相談することができる。また、出願前に申請した場合でも、出願しないこともできる。

##### (イ) 出願時申請

- a 身体等に障がいがあるため、受検の方法に配慮を希望する志願者は、特別措置願 I（様式第 24 号）及び医師の診断書を他の出願書類とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。なお、医師の診断書がない場合は、県教育委員会（高等学校課）に相談すること。
- b 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容についての案を作成し、県教育委員会（高等学校課）と協議すること。
- c 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容を中学校長に連絡すること。

## イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

### (ア) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等の要件

- a 県内に住所を有する者又は入学日までに県内に居住予定の者で、帰国又は来日後の期間（帰国又は来日した日から平成29年2月1日までの期間をいう。）が原則3年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して1年以上であること。
- b 学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。

(イ) (ア)の a 及び b の要件を満たす志願者については、全日制課程の一般入学者選抜においては、国語、数学、英語の3教科で受検することができるものとする。また、選抜に当たっては、配慮を行った学力検査、面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、その高等学校で成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できるものとする。

(ウ) 出願前申請

- a 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての扱いを希望する志願者は、特別措置願Ⅱ（様式第 25 号）を、出身中学校の校長を経由して、県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。なお、志望校は空欄とする。
- b 提出期間は、平成 28 年 1 月 1 日（火）から平成 28 年 1 月 28 日（水）（消印有効）までとする。
- c 県教育委員会（高等学校課）は、平成 29 年 1 月下旬までに配慮の可否及び配慮の内容を決定し、結果を中学校長を通じて志願者に通知する。
- d 決定通知書に許可事項のある志願者は、出願時に出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に決定通知書（写し）を他の出願書類に添付して提出しなければならない。
- e 志願先高等学校の校長は、県教育委員会（高等学校課）に特別措置願Ⅱ（様式第 25 号）及び決定通知書（写し）受領の旨を連絡し、配慮等を確認すること。
- f なお、対応の協議や配慮準備に時間を要するような場合、中学校長は提出期間前に県教育委員会（高等学校課）に相談することができる。また、出願前に申請した場合でも、出願しないこともできる。

(エ) 出願時申請

- a 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての扱いを希望する志願者は、特別措置願Ⅱ（様式第 25 号）を他の出願書類とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
- b 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容についての案を作成し、県教育委員会（高等学校課）と協議すること。
- c 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容を中学校長に連絡すること。

ウ 中学校における長期欠席等の生徒

中学校における長期欠席等の特別の事情のある生徒（P.24 7 自己申告書（2）自己申告書を提出できる者）は、自己申告書（様式第 26 号）を入学志願書に添付して志願先高等学校の校長に提出することができる。

## 7 自己申告書

### (1) 趣旨

長期欠席や出席扱いではあるが何らかの理由で他の生徒と一緒に学校生活を送れなかった生徒が、不必要な不安感を抱くことなく、安心して志願することができるようにすることをねらいとし、希望する者は自己申告書（様式第 26 号）を提出できるものとする。

### (2) 自己申告書を提出できる者

自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。

ア 第 3 学年の欠席日数が原則として 50 日以上の子

イ 第 3 学年の欠席日数が 50 日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者

(ア) 適応指導教室等学校外の施設への通級等により出席扱いとなっている者

(イ) 保健室登校、院内学級などにより通常の授業は受けていないが出席扱いになっている者

(ウ) 第 1 学年又は第 2 学年の欠席日数が原則として 50 日以上の子

### (3) 記載内容

自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、高等学校で学びたいこと、将来の希望など、志願する高等学校に理解してほしいことがらとする。

### (4) 志願者への周知

中学校長は、県立高等学校を志願する生徒に、「県立高校入試の自己申告書について」（様式第 27 号）を配付し、生徒及び保護者に自己申告書の趣旨を伝えること。

なお、希望する生徒に、「自己申告書」（様式第 26 号）を配付する際は、必ず様式の裏面（自己申告書についての注意事項）も印刷すること。

### (5) 提出

自己申告書を提出しようとする者は、中学校名・本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに中学校長に提出する。

自己申告書の提出を受けた中学校長は、他の出願書類とともに志願先高等学校の校長に提出する。

### (6) 高等学校の取扱いについて

中学校長から自己申告書の提出を受けた高等学校長は、自己申告書の内容に応じて、受検者全員に対して実施する面接又は口頭試問とは別に、個人面談を実施したり、選抜方法を工夫するなどの配慮をする。

また、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。

## 8 個人情報の開示

### (1) 開示請求書による開示請求

#### ア 開示請求

##### (ア) 開示請求ができる日時

- a 推薦及び一般入学者選抜受検者は平成29年3月15日（水）正午から
- b 再募集入学者選抜受検者は平成29年3月27日（月）正午から

##### (イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した県立高等学校、県庁元気づくり総本部県民課、中部・西部総合事務所の各  
地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局

##### (ウ) 開示請求ができる者

受検者本人又は代理人（父母等）

##### (エ) 本人又は代理人の確認

受検証、学生証、保険証、運転免許証などの本人又は代理人であることを証明する書類の  
提示を必要とする。なお、書類に写真が貼り付けられていない場合は複数の書類の提示を求  
める。

また、代理人である場合には、加えて戸籍謄本・抄本などの提出を必要とする。

#### イ 開示

##### (ア) 開示する個人情報の内容

- a 調査書
- b 学力検査の教科ごとの得点及び合計得点
- c 面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果

##### (イ) 開示する場所

各自が受検した県立高等学校

##### (ウ) 開示方法

各自が受検した県立高等学校で開示決定（通常は請求後1～2週間くらい）後に、閲覧又  
は写しの交付により開示

### (2) 口頭による開示請求

#### ア 開示請求

##### (ア) 開示請求ができる期間

- a 推薦及び一般入学者選抜受検者は平成29年3月15日（水）から4月14日（金）ま  
で。（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

受付時間は、3月15日は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から  
午後4時30分までとする。

- b 再募集入学者選抜受検者は平成29年3月27日（月）から4月26日（水）まで。（日  
曜日及び土曜日を除く。）

受付時間は、3月27日は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から  
午後4時30分までとする。

##### (イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した県立高等学校

##### (ウ) 開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

##### (エ) 本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証、保険証など）の提示を  
必要とする。



イ 開示

(ア) 開示する個人情報の内容

- a 学力検査の教科ごとの得点及び合計得点
- b 面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果

(イ) 開示する場所

各自が受検した県立高等学校

(ウ) 開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

## 9 その他

### (1) その他の事項

その他、入学者選抜の実施に関して必要な事項は、高等学校長が定めるものとする。

### (2) 合格後の手続き

ア 合格者は、各高等学校長が配付する入学許可願（鳥取県立高等学校学則様式第2号の2、鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号の2）に必要事項を記入の上、所定の入学料の金額に相当する鳥取県収入証紙（消印をしてはならない。）を貼り付けて提出しなければならない。なお、入学料は現金による納付でもよい。その場合、現金は、入学許可願に添えて提出すること。

イ 高等学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めるときは、入学許可書（鳥取県立高等学校学則様式第2号の3、鳥取県立高等学校通信教育規則様式第4号）をその者に交付するものとする。

ウ 入学許可者数等の報告

高等学校長は、合格者数等報告書(様式第17号)及び出身地区別志願者数報告書(様式第28号)を平成29年4月7日(金)までに県教育委員会(高等学校課)にファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。

### (3) 学力検査管理委員会

ア 教育長を委員長とした学力検査管理委員会を設置し、次の係を置く。

庶務係 学力検査の企画、運営、管理及び経理

問題作成係 検査問題、採点基準及び出題方針の作成並びに印刷

会場係 会場準備、受検者受付、検査実施、諸連絡及び後始末

採点係 答案採点及びその指導並びに報告書の作成及び送付

イ 会場係責任者及び採点係責任者は、各高等学校長とする。

### (4) 様式作成に当たっての留意事項

ア 各様式の作成は、パソコンで直接入力する、又は様式を印刷して手書きで記入すること。

イ CD等により配付した様式は、原則として配付時の規格(列・行の幅、行数等)のまま使用すること。

ウ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

エ 各様式の記入方法(自筆・ゴム印等)については、特に制限しない。

オ 入学者選抜に係る書類の保存年限は5年とする。

### (5) 注意事項

ア いったん受け付けた入学志願書及び入学選抜手数料は返却しない。

イ この要項に関する疑問点は、高等学校課、教育局又は最寄りの県立高等学校に問い合わせること。(P.76)

ただし、再募集入学者選抜に関する事項は、高等学校課又は募集高等学校に問い合わせること。

ウ 中学校から高等学校、あるいは高等学校から中学校へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。

平成29年度鳥取県立高等学校募集生徒数及び入学者選抜検査内容等一覧表  
 <全日制課程>

学 校 名	大 学 科	小学科(コース)	募 集 生徒数	推 薦 入 学 者 選 抜				一 般 入 学 者 選 抜			
				募集人 員(人以 内)	うち県外 生徒(人 程度)	調査書で重 視する教科	検査内容	学力検査 実施教科	傾斜配点の 教科・倍率	調査書の合計 評定と学力検 査の合計得点	その他の 検査内容
鳥 取 東	普 通	普 通	280	-	-	-	-	5教科	無	130:250	面 接
	理 数	理 数									
鳥 取 西	普 通	普 通	280	-	-	-	-	5教科	無	130:250	面 接
鳥 取 商 業	商 業	商 業	190	60	-	無	面接・作文	5教科	無	195:250	面 接
鳥 取 工 業	工 業	機 械	38	12	-	無	面接・作文	5教科	無	195:250	面 接
		電 気	38	12							
		制 御 ・ 情 報	38	12							
		建 設 工 学	38	12							
	理数工学	理 数 工 学	38	12		数学・理科	数学2倍と英語 又は理科のうち 志願者が指定す る1教科を2倍	195:350			
鳥 取 湖 陵	農 業	食 品 シ ス テ ム	38	15	-	無	面接・作文	5教科	無	195:250	面 接
		緑 地 デ ザ イ ン	38	15							
	工 業	電 子 機 械	38	15							
	家 庭	人 間 環 境	38	15							
	情 報	情 報 科 学	38	15							
青 谷	総 合		114	30	-	無	面接・作文	5教科	無	195:250	面 接
岩 美	普 通	普 通	114	22	3	無	面接・作文	5教科	無	195:250	面 接
八 頭	普 通	普通(探究文科)	240	-	-	-	-	5教科	無	130:250	面 接
		普通(探究理科)									
		普通(総合)									
		普通(体育)	40	20	2	無	面接・作文・ 実技	面接・実技			
智 頭 農 林	農 業	ふるさと創造	80	15	4	無	面接・作文	5教科	無	195:250	面 接
		森 林 科 学									
		生 活 環 境									
小 計			1,718	282	9						

平成29年度鳥取県立高等学校募集生徒数及び入学者選抜検査内容等一覧表  
 <全日制課程>

学 校 名	大 学 科	小学科(コース)	募 集 生徒数	推 薦 入 学 者 選 抜				一 般 入 学 者 選 抜			
				募集人 員(人 内)	うち県外 生徒(人 程度)	調査書で重 視する教科	検査内容	学力検査 実施教科	傾斜配点の 教科・倍率	調査書の合計 評定と学力検 査の合計得点	その他の 検査内容
倉 吉 東	普 通	普 通	200	—	—	—	—	5教科	無	195 : 250	面 接
倉 吉 西	普 通	普 通	120	24	—	無	面接・作文	5教科	無	130 : 250	面 接
倉 吉 農 業	農 業	生 物	38	12	1	無	面接・作文	5教科	無	195 : 250	面 接
		食 品	38	—	—	—					
		環 境	38	—	—	—					
倉 吉 総 合 産 業	工 業	機 械	38	15	—	無	面接・作文	5教科	無	195 : 250	面 接
		電 気	38	15							
	商 業	ビ ジ ネ ス	38	15							
	家 庭	生 活 デ ザ イ ン	38	15							
鳥 取 中 央 育 英	普 通	普 通 ( 普 通 )	120	24	—	無	面接・作文	5教科	無	195 : 250	面 接
		普 通 ( 体 育 )	40	20	2		面接・作文・ 実技				面 接・実 技
小 計			746	140	3						

平成29年度鳥取県立高等学校募集生徒数及び入学者選抜検査内容等一覧表  
 <全日制課程>

学 校 名	大 学 科	小学科(コース)	募 集 生徒数	推 薦 入 学 者 選 抜				一 般 入 学 者 選 抜			
				募集人員(人以内)	うち県外生徒(人程度)	調査書で重視する教科	検査内容	学力検査実施教科	傾斜配点の教科・倍率	調査書の合計評定と学力検査の合計得点	その他の検査内容
米 子 東	普 通	普通(生命科学)	40	—	—	—	—	5教科	無	130 : 250	面 接
		普通(普通)	280								
米 子 西	普 通	普 通	320	—	—	—	—	5教科	無	130 : 250	面 接
米 子	総 合		152	38	—	無	面接・作文	5教科	無	195 : 250	面 接
米 子 南	商 業	ビジネス情報	114	45	—	無	面接・作文	5教科	無	195 : 250	面 接
	家 庭	生活文化(環境文化)	18	7							
		生活文化(調理)	20	8							
米 子 工 業	工 業	機 械	38	15	—	無	口頭試問 ・作文	5教科	無	195 : 250	面 接
		電 気	38	15							
		情 報 電 子	38	15							
		環境エネルギー	38	15							
		建設(土木)	19	7							
		建設(建築)	19	7							
境	普 通	普 通	200	50	2	無	面接・作文	5教科	無	195 : 250	面 接
境港総合技術	水 産	海 洋	38	10	—	無	面接・作文	5教科	無	260 : 250	面 接
		食品・ビジネス	38	10							
	工 業	機 械	38	10							
		電 気 電 子	38	10							
	福 祉	福 祉	38	10							
日 野	総 合		76	10	3	無	面接・作文	5教科	無	260 : 250	面 接
小 計			1,600	282	5						
合 計			4,064	704	17						

平成29年度鳥取県立高等学校募集生徒数及び入学者選抜検査内容等一覧表  
 <定時制課程・通信制課程>

<定時制課程>

学 校 名	大学科	小 学 科 【 学 部 】	募 集 生徒数	推 薦 入 学 者 選 抜			一 般 入 学 者 選 抜				
				募集人員 (人以内)	うち県外 生徒 (人 程度)	調査書で重 視する教科	検査内容	学力検査 実施教科	傾斜配点の 教科・倍率	調査書の合計 評定と学力検 査の合計得点	その他の 検査内容
鳥 取 緑 風	総 合	【午前】	70	14	—	無	面接・作文	3教科 国語と他の 4教科から 志願者が2 教科を指定	無	150:150	面 接
		【午後】									
		【夜間】	20	4	—						
倉 吉 東	普 通	普 通	40	—	—	—	—	3教科 国語と他の 4教科から 志願者が2 教科を指定	無	150:150	面 接
米 子 東	普 通	普 通	30	—	—	—	—	3教科 国語と他の 4教科から 志願者が2 教科を指定	無	150:150	面 接
米 子 白 鳳	総 合	【午前】	60	6	—	無	面接・作文	3教科 国語・数 学・英語	無	150:150	面 接
		【午後】									
小 計			220	24							

<通信制課程>

学 校 名	大学科	小 学 科	募 集 生徒数	選 抜 方 法
鳥 取 緑 風	普 通	普 通	約 80	面接・書類審査
米 子 白 鳳	普 通	普 通	約 80	面接・書類審査
小 計			約160	



## <調査書の合計評定>の算出方法について

調査書の合計評定は、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍して算出します。

### (例) 全日制課程で受検教科数が5教科の場合の合計評定

第3学年で学習する<sup>※</sup>各教科の調査書の絶対評価(5段階評定)

$$\underline{5\text{点}} \times \underline{5\text{教科}} \times \underline{3} + \underline{5\text{点}} \times \underline{4\text{教科}} \times \underline{6} = 195$$

学力検査を実施する教科数                      学校が決めた倍率                      調査書の合計評定

学力検査を実施しない教科数

学力検査を実施しない教科の評定は実施する教科の倍率に対して必ず2倍する。

※各教科とは、「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語」をいう。

### (例) 全日制課程で受検教科数が5教科の場合の合計評定

$$\begin{aligned} 5\text{点} \times 5\text{教科} \times 2 + 5\text{点} \times 4\text{教科} \times 4 &= 130\text{点} \\ 5\text{点} \times 5\text{教科} \times 3 + 5\text{点} \times 4\text{教科} \times 6 &= 195\text{点} \\ 5\text{点} \times 5\text{教科} \times 4 + 5\text{点} \times 4\text{教科} \times 8 &= 260\text{点} \end{aligned}$$

### (例) 定時制課程で受検教科数が3教科の場合の合計評定

$$5\text{点} \times 3\text{教科} \times 2 + 5\text{点} \times 6\text{教科} \times 4 = 150\text{点}$$

## <学力検査の合計得点>の算出方法について

各教科の配点は50点です。学力検査の合計得点は、傾斜配点しない場合、5教科で250点満点(50点×5教科)となります。

### 「調査書の合計評定」と「学力検査の合計得点」の比率について

「調査書の合計評定」と「学力検査の合計得点」の比率は、8:2から2:8の範囲内としています。

### (例) 「調査書の合計評定」:「学力検査の合計得点」のおよその比率

$$\begin{aligned} 130 &: 250 = 3.4 : 6.5 \\ 195 &: 250 = 4.4 : 5.6 \\ 260 &: 250 = 5.1 : 4.9 \end{aligned}$$

＜鳥取県立高等学校入学者選抜における口頭試問、小論文検査の趣旨及び実技検査内容一覧＞

【全日制高等学校の推薦入試における口頭試問検査の趣旨】

学 校 名	大学科名	小学科（コース）	推薦入試
米 子 工 業	工 業	機 械 電 気 情 報 電 子 環 境 エ ネ ル ギ ー 建 設 （ 土 木 ） 建 設 （ 建 築 ）	工業高校にふさわしい意欲や興味、関心等を把握し、中学校における基礎的な学習内容の理解の状況を見る。

【全日制高等学校の実技検査内容】

学 校 名	大学科名	小学科（コース）	推薦入試	一般入試
八 頭	普 通	普 通 （ 体 育 ）	<p>下記の実技種目の中から一つ選択する。</p> <p>&lt;男子&gt; 陸上競技・サッカー・柔道・剣道 ・硬式野球・ホッケー</p> <p>&lt;女子&gt; 陸上競技・バレーボール・柔道・ホッケー</p> <p>※ただし、県外志願者は、柔道（男子）・剣道（男子）の中から一つ選択する。</p>	<p>下記の実技種目の中から一つ選択する。</p> <p>&lt;男子&gt; 陸上競技・サッカー・柔道・剣道 ・硬式野球・ホッケー・一般運動種目</p> <p>&lt;女子&gt; 陸上競技・バレーボール・柔道・ホッケー・一般運動種目</p>
鳥取中央育英	普 通	普 通 （ 体 育 ）	<p>&lt;体力診断&gt; 反復横跳び、立ち幅跳び、握力、 上体起こし、長座体前屈</p>	<p>&lt;体力診断&gt; 反復横跳び、立ち幅跳び、握力、 上体起こし、長座体前屈</p>

# 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領

## 1 趣 旨

入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問のいずれかによる検査を実施することで、学校、学科又はコースに対する関心、目的意識、学習意欲、適性等を把握する。

## 2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長とした面接又は口頭試問実施委員会を設置し、その意見を聞いた上で面接及び口頭試問の方式、時間、質問内容、評価基準等の実施方法を定める。

なお、口頭試問は、推薦入学者選抜においてのみ実施することができることとし、その口頭試問においては、学校、学科又はコースに対する理解の状況や、中学校等における基礎的・基本的な学習内容の理解の状況等をみることができるとする。

## 3 留意事項

(1) 志願者が落ち着いて答えられるように、和やかな雰囲気の中で面接又は口頭試問ができるよう配慮する。

(2) 検査員の数は、一検査場につき3名以上を原則とする。

なお、検査員は十分な意思統一を図り、面接及び口頭試問が公平に行われるよう配慮する。

(3) 質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、特別措置の対象でなくとも、吃音等により話したり聞いたりするのに配慮を要する志願者にも、適切な対応をとる。

なお、次のことについては質問しないよう留意する。

ア 志願者の思想、信条及び容姿に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関すること。

ウ 学力検査に関すること。

エ 長期欠席者についてはその理由に関すること。

(4) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

(5) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

# 入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領

## 1 趣 旨

入学志願者に対して、作文又は小論文のいずれかによる検査を実施することで、学校、学科又はコースに対する関心、目的意識、学習意欲等を把握する。

## 2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長とした作文又は小論文実施委員会を設置し、その意見を聞いた上で、作文及び小論文のテーマ、評価基準等の実施方法を定める。

なお、小論文は、推薦入学者選抜においてのみ実施することができることとし、その小論文においては、与えられたテーマ、課題文及び資料に対して自分の考えをまとめ、筋道を立てて表現する力をみることができることとする。

## 3 留意事項

(1) 以下のようなテーマとならないよう留意すること。

ア 志願者の思想、信条に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関すること。

ウ 学力検査に類するような専門的な知識・教養を問う内容。

ただし、ウについて、小論文においては、原則として中学校学習指導要領に示された範囲内で、発展的・応用的な内容のテーマ等は可能とする。

(2) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

(3) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

# 入学志願者の選抜のための実技検査実施要領

## 1 趣 旨

特色ある学科・コースの入学志願者に対して、その資質を的確に評価できるよう、学校、学科又はコースの特性に応じた能力・適性を把握するために実技検査を行う。

## 2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長とした実技検査実施委員会を設置し、その意見を聞いた上で実技検査の検査内容、評価基準等の実施方法を定める。

## 3 留意事項

- (1) 検査は、中学校で学習した基礎的・基本的な事項について行う。
- (2) やむを得ない事情で実技検査時刻に遅刻した志願者には、その者の実技検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。
- (3) 当日、やむを得ない事情で実技検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて実技検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

## 平成29年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領

### 1 県外志願者の取扱い

県外志願者（鳥取県内の中学校出身の者（卒業見込みの者を含む。）で鳥取県内に居住している者以外の志願者をいう。）については、次の(1)又は(2)に該当する場合に本県の県立高等学校に出席することを許可する。

(1) 次表の左欄に掲げる県外指定地域に居住する志願者が、右欄に掲げる本県の県立高等学校に志願する場合

県外指定地域			学 校 名 ( 学 科 名 )
県 名	郡市名	町 村 名 等	
兵庫県	美方郡	新温泉町	鳥取工業高等学校 工業学科（建設工学科） 鳥取湖陵高等学校 工業学科（電子機械科） 情報学科（情報科学科）
岡山県	津山市	阿波、加茂町	智頭農林高等学校
	美作市	旧大原町、旧東粟倉村	
	英田郡	西粟倉村	
	真庭郡	新庄村	日野高等学校
新見市	千屋花見、千屋井原、 千屋実、千屋		
鳥根県	松江市	美保関町、八束町	境高等学校 境港総合技術高等学校

### 出願書類

志願者は、出身中学校の校長を経由して、以下の書類を志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

#### ア 志願者が準備する書類

- a 入学志願書（様式第4号又は様式第11号）
- b 県外志願者出願届（様式第29号）
- c 当該指定地域に居住していることを証明する志願者の住民票抄本

#### イ 中学校長が準備する書類

- a 調査書（様式第1号）
- b 学習成績分布表（様式第3号）
- c 志願者数一覧表（様式第6号）
- d 推薦書（様式第5号）（推薦入学者選抜のみ）



(2) 次表の左欄に掲げる特別事情の1又は2に該当する者が、本県の県立高等学校に志願する場合

特 別 事 情	添 付 書 類
1 鳥取県内に居住していて、県外の中学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）	志願者の住民票抄本
2 県外に居住していて、鳥取県内に居住地を変更する予定のある者	鳥取県内に居住地を変更することを証明する書類（例：勤務先の転勤証明、転居（予定）先の居住地の契約書の写し、転居先に居住している者の同意書等）

## 出願書類

志願者は、出身中学校の校長を経由して、以下の書類を志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

- ア 志願者が準備する書類
  - a 入学志願書（様式第4号又は様式第11号）
  - b 県外志願者出願届（様式第29号）
  - c 上の表の右欄に掲げる書類
- イ 中学校長が準備する書類
  - a 調査書（様式第1号）
  - b 学習成績分布表（様式第3号）
  - c 推薦書（様式第5号）（推薦入学者選抜のみ）

ただし、推薦入学者選抜については、次の「推薦入学者選抜に出願できる学校（科・コース）」以外に出願することはできない。

### 推薦入学者選抜に出願できる学校（科・コース）（P.28～33参照）

岩美高等学校	普通学科	普通科
八頭高等学校	普通学科	普通科（体育コース）
智頭農林高等学校	農業学科	ふるさと創造科・森林科学科・生活環境科
倉吉農業高等学校	農業学科	生物科
鳥取中央育英高等学校	普通学科	普通科（体育コース）
境高等学校	普通学科	普通科
日野高等学校	総合学科	

## 2 注意事項

- (1) 入学志願書等出願に必要な書類一式（実施要項、志願書等の所定の用紙、様式等データ入りCD等）は、高等学校課又は各教育局で受け取るものとする。（郵送を希望する者は400円切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒（縦33cm×横24cm）を高等学校課に送付すること。）
- (2) 入学選抜手数料の納付方法については、鳥取県収入証紙又は現金以外にも、規則で定める他の方法によることができるので、志願先高等学校又は高等学校課に問い合わせること。（P.76）
- (3) この要領に関する疑問点は、高等学校課又は各教育局に問い合わせること。（P.76）

# 調 査 書

受付番号 ※

(ふりがな)				性 別		卒 業	平成 年 月 日	卒業 ・ 卒業見込
氏 名						現 住 所		
生 年 月 日	昭和・平成	年	月	日生				

学 習 の 記 録	区 分	I 観点別学習状況		II 評定			特 別 活 動 の 記 録	学 年	1 年	2 年	3 年
		観 点	評 価	1 年	2 年	3 年					
学 習 の 記 録	国 語	国語への関心・意欲・態度					特 別 活 動 の 記 録	学 級 活 動			
		話す・聞く能力									
		書く能力									
		読む能力									
		言語についての知識・理解・技能									
	社 会	社会的事象への関心・意欲・態度						生 徒 会 活 動			
		社会的な思考・判断・表現									
		資料活用の技能									
		社会的事象についての知識・理解									
	数 学	数学への関心・意欲・態度						学 校 行 事			
		数学的な見方や考え方									
		数学的な技能									
		数量や図形などについての知識・理解									
	理 科	自然事象への関心・意欲・態度						体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等			
		科学的な思考・表現									
		観察・実験の技能									
	音 楽	音楽への関心・意欲・態度						体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等			
		音楽表現の創意工夫									
		音楽表現の技能									
		鑑賞の能力									
美 術	美術への関心・意欲・態度					体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
	発想や構想の能力										
	創造的な技能										
	鑑賞の能力										
保 健 体 育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度					体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
	運動や健康・安全についての思考・判断										
	運動の技能										
	運動や健康・安全についての知識・理解										
技 術 ・ 家 庭	生活や技術への関心・意欲・態度					体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
	生活を工夫し創造する能力										
	生活の技能										
外 国 語	生活や技術についての知識・理解					体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
	コミュニケーションへの関心・意欲・態度										
	外国語表現の能力										
	外国語理解の能力										
選 択 教 科	言語や文化についての知識・理解					体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
	国 語										
	社 会										
	数 学										
	理 科										
	音 楽										
	美 術										
	保 健 体 育										
技 術 ・ 家 庭											
外 国 語											
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録											

行 動 の 記 録			
基本的な生活習慣	思いやり・協力		
健康・体力の向上	生命尊重・自然愛護		
自主・自律	勤労・奉仕		
責任感	公正・公平		
創意工夫	公共心・公德心		

出 欠 の 記 録			
学年	区分	欠席日数	主 な 理 由
1 年			
2 年			
3 年			

卒 業 後 の 記 録	
-------------	--

特 記 事 項	
---------	--

上記の記載事項に相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

中学校名 校長氏名



## 調査書作成上の注意事項

### 1 用紙（B4判縦長）

CD等により配付した様式を使用することとし、それに直接入力するか、又は様式を印刷し、手書きにより記入（ゴム印使用可）するかのいずれかによることとする。

2 ※欄（受付番号欄）には記入しない。また、選択を必要とする事項は、該当事項を○印で囲む。

3 外国籍を有する志願者等については、本人が希望する氏名を用いる。

4 現住所の欄は、県内志願者については郡市名から、県外志願者については県名から書き始める。

### 5 学習の記録

#### (1) 観点別学習状況

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、第3学年の状況を、A、B、Cの3段階で記入する。

A 十分満足できると判断されるもの

B おおむね満足できると判断されるもの

C 努力を要すると判断されるもの

#### (2) 教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下「各教科」という。）」の評定

ア 第1、2学年……指導要録から転記する。

イ 第3学年

平成29年3月卒業見込みの者

各教科については、各教科の評定を目標に準拠した評価（絶対評価）で5段階評定とし、学習成績一覧表（様式第2号）から転記する。

5 十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの

4 十分満足できると判断されるもの

3 おおむね満足できると判断されるもの

2 努力を要すると判断されるもの

1 一層努力を要すると判断されるもの

平成28年3月までに卒業した者

指導要録から転記する。

#### (3) 選択教科

第1、2学年の評定欄については、指導要録から転記し、第3学年の評定欄については、設定された目標に照らして3段階（A、B、C）で記入する。

### 6 総合的な学習の時間に関する記録

平成15年3月以降の中学校卒業生及び中学校卒業見込みの者について、第3学年で行った学習活動及びその評価等について記入する。

## 7 特別活動等の記録

項目ごとに、所属する係名や委員会名及びその役職名並びに学校行事における役割名等を記入する。記入に当たっては、名称のみでもよい。

なお、体育・文化・奉仕活動等の欄については、次に該当するものを記入する。

- (1) 部活動において著しく優秀な成績をあげたもの。
- (2) その他の体育活動及び文化活動において著しく優秀な成績をあげたもの。
- (3) 家庭や社会における奉仕活動等の善行、学校内外における表彰を受けた行為や活動等、課外における活動のうち、生徒の長所と判断されるものなど。

## 8 行動の記録

第3学年の各教科、道徳、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動の状況について記入する。各項目ごとに十分満足できる状況にあると判断される場合は、欄内に○印を記入する。また、特に必要があれば、項目を追加して記入する。

また、過年度卒業者については、指導要録から転記するものとし、該当する項目がない場合は空欄を利用して記入する。

## 9 出欠の記録

- (1) 指導要録から転記する。ただし、卒業見込みの者の第3学年の欄は、平成29年1月13日(金)までの状況を記入する。
- (2) 欠席の主な理由は、1週間以上の連続欠席及び年間10日以上欠席について、その理由を記入する。

## 10 卒業後の記録

過年度卒業者の、卒業以後現在までの生活態度、学習状況等について、就職者はその職歴を、他の学校・専修学校又は各種学校の就学者は在学中の成績等を、無職の者は家庭での状況等を、事業主、学校からの資料又は保護者の報告に基づき記入する。枠内に書ききれない場合は、紙を貼り足して記入する(裏面添付も可)。その場合は、校長印で割印すること。中学校において記入された事項以外の資料の添付は認めない。

## 11 特記事項

転入学又は編入学の記録、若しくは再募集入学者選抜の志願者で一般入学者選抜を受検していないこと等、特に必要な事項があれば記入する。

## 12 調査書の記載内容は、推薦入学者選抜、一般入学者選抜及び再募集入学者選抜とも同一のものとする。ただし、推薦入学者選抜又は一般入学者選抜以後に特記事項欄に記載すべき事項が生じた場合はこの限りでない。

## 13 使用しない欄(該当事項のない欄)には、様式第1号[記入例]を参考に、「なし」と記入するか斜線を引くこととし、空欄のままにしないこととする。

[記入例]

様式第1号 (中学校→高等学校)

調 査 書

受付番号	※
------	---

(ふりがな)	とっとり たろう	性別	男	卒業	平成 29 年 3 月 31 日 卒業 ・ (卒業見込)
氏 名	鳥取 太郎			現 住 所	〇〇市△△町×××番地
生 年 月 日	昭和・(平成) 13 年 12 月 26 日生				

区 分	I 観点別学習状況		II 評定			特 項 目	学 年	1 年	2 年	3 年		
	観 点	評 価	1 年	2 年	3 年							
国 語	国語への関心・意欲・態度	A	3	3	4	別 学 級 活 動	1 年	なし	なし	なし		
	話す・聞く能力	A										
	書く能力	B										
	読む能力	B										
	言語についての知識・理解・技能	A										
社 会	社会的事象への関心・意欲・態度	B	2	3	3	活 動	1 年	××委員	〇〇委員	△△委員		
	社会的な思考・判断・表現	B										
	資料活用の技能	A										
	社会的事象についての知識・理解	B										
数 学	数学への関心・意欲・態度	A	3	2	3	等 学 校 行 事	1 年	なし	なし	なし		
	数学的な見方や考え方	B										
	数学的な技能	B										
	数量や図形などについての知識・理解	C										
理 科	自然事象への関心・意欲・態度	B	3	3	4	の 体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等	1 年	なし	なし	なし		
	科学的な思考・表現	C										
	観察・実験の技能	A										
	自然事象についての知識・理解	A										
音 楽	音楽への関心・意欲・態度	B	3	2	3	記 録	1 年	なし	なし	なし		
	音楽表現の創意工夫	A										
	音楽表現の技能	B										
	鑑賞の能力	B										
美 術	美術への関心・意欲・態度	A	5	4	4	行 動 の 記 録	1 年	なし	なし	なし		
	発想や構想の能力	B										
	創造的な技能	A										
	鑑賞の能力	B										
保 健 体 育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度	A	5	5	5	基本的な生活習慣	1 年	〇	思いやり・協力	なし	なし	
	運動や健康・安全についての思考・判断	A										
	運動の技能	A										
	運動や健康・安全についての知識・理解	A										
技 術 ・ 家 庭	生活や技術への関心・意欲・態度	A	4	5	5	健康・体力の向上	1 年	なし	生命尊重・自然愛護	なし	なし	
	生活を工夫し創造する能力	A										
	生活の技能	B										
	生活や技術についての知識・理解	A										
外 国 語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	A	3	4	4	自 主 ・ 自 律	1 年	なし	勤労・奉仕	〇	なし	
	外国語表現の能力	B										
	外国語理解の能力	B										
	言語や文化についての知識・理解	A										
選 択 教 科	国 語			B		責 任 感	1 年	なし	公正・公平	なし	なし	
	社 会				B							
	数 学				A							
	理 科											
	音 楽											
	美 術											
保 健 体 育					出 欠 の 記 録	学 年	区 分	欠 席 日 数	主 な 理 由	1 年	16	××により入院のため
技 術 ・ 家 庭												
外 国 語				A								
卒 業 後 の 記 録												

総合的な学習の時間	…… (学習活動の内容) ……について学習した。…… … (評価等) ……であった。	特記事項
-----------	---	------

上記の記載事項に相違ないことを証明する。

平成 29 年 2 月〇〇日  
 中学校名 校長氏名 〇〇市立△△中学校 大山 一郎 印

## 学 習 成 績 一 覧 表

平成 28 年度 第3学年 組		各 教 科 の 評 定									合計 素点	備 考
番号	氏 名	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
学級 合計	評定5の数											
	〃 4 〃											
	〃 3 〃											
	〃 2 〃											
	〃 1 〃											
	その他の人数											
合計人数												

上記の記載に相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

中学校 校長 氏名 印

- (注) 1 この表は、在籍している第3学年の生徒全員について、学級ごとに作成する。  
 2 各教科の評定は、目標に準拠した評価で5段階とし、調査書に記入する評定と同一のものであること。  
 3 各学級の出席番号の順に記載する。  
 4 過年度卒業者については、この表の作成は不要である。  
 5 県外志願者については、各都道府県が定める様式で代えることができる。  
 6 この表は、志願先高等学校への提出は不要であるが、県教育委員会からの求めがあれば、提出できるようにしておくこと。



## 学 習 成 績 分 布 表

平成 年 月 日

鳥取県教育委員会教育長  
 ○ ○ ○ 高等学校長 様

中学校名

校長氏名

印

平成 28 年度 第3 学年		各 教 科 の 評 定								
教 科		国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健体育	技術・家庭	外国語
評 定	人 数									
	割 合 (%)									
5 を与えた	人 数									
	割 合 (%)									
4 を与えた	人 数									
	割 合 (%)									
3 を与えた	人 数									
	割 合 (%)									
2 を与えた	人 数									
	割 合 (%)									
1 を与えた	人 数									
	割 合 (%)									
その他の人数										
学年合計人数										

備 考：割合(%)は、小数第2位を四捨五入する。また、割合(%)の計が100とならない場合もある。

- (注) 1 この表は、学習成績一覧表に基づき、第3学年の生徒全員の各教科の評定別人数及び割合を記入する。
- 2 「その他の人数」は、評定1～5以外の評価（文章記述等）を与えた人数を記入する。
- 3 「学年合計人数」は、各教科ごとの評定した人数に「その他の人数」を合計し、この数をもとに各評定の割合を算出する。
- 4 各中学校の校長は、この学習成績分布表を志願先高等学校の校長（課程別、推薦入試・一般入試ごとに各1通）に提出する。志願変更及び再募集の出願時には、これまでに提出していない高等学校にのみ提出することとする。
- 5 過年度卒業者については、この表の作成及び提出は不要である。
- 6 各中学校の校長は、この学習成績分布表を県教育委員会（高等学校課）に、平成29年2月23日（木）正午までに提出することとする。
- 7 用紙の規格はA4判縦長とする。

# 推薦入学志願書

鳥取県立

高等学校長 様

平成 年 月 日

推薦入学者選抜により貴校に入学したいので、下記のとおり出願します。

割印

記

志望学科		課程	学科	科 コース
氏名 (ふりがな)	性別		※	受付番号
	生年月日	昭和・平成	年月日	日生
現住所	〒		—	
出身中学校	(昭和・平成		年月日	卒業・卒業見込)
保護者氏名	(印)			

推薦入学受検証				
受検番号	※			
氏名	昭和・平成	年	月	日生
	性別	( )		
上記の者は、平成29年度鳥取県立高等学校推薦入学 者選抜の受検者であることを証する。				
鳥取県立	高等学校長		(印)	

[推薦用]

氏名	受検番号	※
----	------	---

鳥取県収入証紙貼り付け欄

(消印をしてはならない)  
(点線をはみだしてよい)

(裏面に注意事項あり)

## 実施期日等

- 1 実施期日 平成29年2月10日(金)
- 2 実施場所 各推薦入試実施校
- 3 実施方法等詳細については、各推薦入試実施校において別途指示する。
- 4 面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果について受検者本人の口頭の請求により開示する。
  - ・開示期間は、3月15日(水)から4月14日(金)までの1ヶ月間(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く)。
  - ・受付時間は、3月15日は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分まで。
  - ・請求の際は、受検証の他に本人であることを証明する書類(学生証、保険証など)を持参すること。

## 記載上の注意事項

- 1 県教育委員会が配付した用紙を使用すること。コピーは不可とする。
- 2 出願は、一人1校1学科又は1コースに限る。
- 3 推薦入志願書の日付は出願日(出願予定日)とする。
- 4 志望学科欄には、課程名、大学科名及び小学科名を記入する。また、コースを選択する場合は、小学科名の下にあわせてコース名を記入すること。
- 5 氏名欄には、調査書と同一の氏名を記入すること。
- 6 現住所欄には、郵便番号及び現住所を記入する。現住所は、県内志願者は郡市名から、県外志願者は都道府県名から記入すること。
- 7 出身中学校欄には、中学校名及び卒業(卒業見込)年月日を記入し、卒業・卒業見込のどちらかを○でかこむこと。
- 8 入学選抜手数料を鳥取県収入証紙で納付する場合は、鳥取県収入証紙貼り付け欄に貼り付けること。
- 9 ※印の欄(受付番号・受検番号)は、記入しないこと。
- 10 受検証の氏名欄、性別欄及び生年月日欄もあらかじめ志願者において記入しておくこと。
- 11 鳥取県収入証紙貼り付け欄上の氏名欄もあらかじめ志願者において記入しておくこと。

受付番号	※
------	---

# 推 薦 書

平成 年 月 日

鳥取県立 高等学校長 様

中学校名

校長氏名



下記の者を、貴校 課程 学科 科 へ推薦します。  
コース

## 記

- 1 氏 名 性別 ( )
- 2 生年月日 昭和・平成 年 月 日生
- 3 推薦理由

志望の動機・理由 及び学科に対する 適性・興味・関心 についての所見	
人 物 所 見	
その他特記事項	

- (注)
- 1 ※印の欄（受付番号）は、記入しないこと。
  - 2 各種の記録や入賞歴等は、「その他特記事項」の欄に記入すること。
  - 3 用紙の規格はA4判縦長とする。

## 志 願 者 数 一 覧 表

課 程	大 学 科	小 学 科 (コース)	志願者数	志 願 者 数 の う ち			
				過年度 卒業者	特別措置願 Ⅰの提出者	特別措置願 Ⅱの提出者	自 己 申告書 提出者
計							

貴校に入学志願する者は、上表のとおりです。

平成 年 月 日

中学校名  
校長氏名



鳥取県立 高等学校長 様

- (注) 1 一般入試の場合は、志願者数の欄には、推薦入試における入学確約者を人数に加えないこと。  
 2 一般入試の場合は、志願者数の欄には、第一志望の志願者数を記入すること。  
 3 志願変更時及び再募集入学者選抜時の提出は不要。  
 4 用紙の規格はA4判縦長とする。

# 推薦入学志願者数等報告書

〔 2月7日 午後1時まで  
2月16日 午後1時まで

2月10日 正午まで

〕

( 課程)

高等学校名

小学校 (コース)	募集 定員	推薦 募集 人員 (A)	志願 者数	志願者数のうち			受検 者数	合格 内定 者数	入学 確約 者数 (B)	入学確約者のうち			(B) - (A)	
				過年度 卒業者	県外志願者	己 申告書 提出者				過年度 卒業者	県外志願者	己 申告書 提出者		
														県名
計														
提出期限	2月7日 午後1時まで						2月10日 正午まで						2月16日 午後1時まで	

(注) 1 県外志願者欄の県名欄には、当該都道府県名及び志願者数を記入すること。ただし、県外指定地域志願者である場合は、当該指定地域の市町村名及び志願者数を外数で記入すること。(例…兵庫県(1)、新温泉町(2))  
 2 「(B) - (A)」欄は、「推薦募集人員」欄と「入学確約者数」欄との過不足数を記入し、不足数には△印をつける。  
 3 用紙の規格はA4判横長とする。



## 推薦入学者選抜結果通知書

平成 年 月 日

中学校長 様

高等学校名

校長氏名



貴校から推薦いただきました志願者について、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

志望学科（コース）	受検番号	選抜結果	備考

- (注)
- 1 選抜結果欄には「合格内定」「不合格」のいずれかを記入する。
  - 2 平成29年2月15日（水）午後1時までには通知すること。なお、通知はFAX又は電子メール可とし、その場合は、原本を平成29年2月16日（木）までに送付すること。
  - 3 用紙の規格はA4判縦長とする。

# 合格内定辞退書

平成 年 月 日

鳥取県立

高等学校長 様

受検番号

本人氏名

保護者氏名

印

このたび、平成29年度鳥取県立高等学校推薦入学者選抜において、貴校 課程 学科  
科  
コース に合格が内定しましたが、下記理由により合格を辞退します。

記

理由

上記のことについては、やむを得ないと考えます。

中学校名

校長氏名

印

- (注)
- 1 中学校長は、平成29年2月16日（木）正午までに提出すること。なお、提出はFAX又は電子メール可とし、その場合は、原本を平成29年2月21日（火）までに親展で提出すること。（郵送可）
  - 2 理由欄には、辞退の理由を具体的に記入すること。
  - 3 用紙の規格はA4判縦長とする。

## 入学確約者数・合格内定辞退者数報告書

鳥取県立

高等学校長 様

課 程	大学科	小学科（コース）	合格内定者数	入学確約者数	合格内定辞退者数
計					

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

中学校名

校長氏名



- (注) 1 平成29年2月16日（木）正午までに提出すること。なお、提出はFAX又は電子メール可とし、その場合は、原本を平成29年2月21日（火）までに親展で提出すること。（郵送可）
- 2 用紙の規格はA4判縦長とする。

様式第11号 (本人→中学校→高等学校)

# 入学志願書

鳥取県立

高等学校長 様

平成 年 月 日

一 般 入学者選抜により貴校に入学したいので、下記のとおり出願します。  
再募集

		記 録		受付番号 ※	
志願者	(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	昭和 平成	年 月 日	性 別
	出身中学校	(昭和・平成 年 月 日卒業・卒業見込)			
	現 住 所	〒			
	保 護 者 氏 名	印			

割 印

受 検 証	
受 検 番 号 ※	
氏 名	昭 和 ・ 平 成 年 月 日 生 性 別 ( )
	上 記 の 者 は 、 平 成 29 年 度 鳥 取 県 立 高 等 学 校 一 般 入 学 者 選 抜 の 受 検 者 で あ る こ と を 証 す る 。 再募集
鳥取県立	高 等 学 校 長 印

[一般・再募集 用]

氏 名	受 検 番 号 ※
-----	-----------

鳥取県収入証紙貼り付け欄	(消印をしてはならない) (点線をはみだしてよい)
( 全日制 2,200円 )	
( 定時制 1,000円 )	

傾 斜 配 点 を 希 望 す る 教 科

(裏面に注意事項あり)

(裏面)

学力検査日等

- 平成29年3月7日(火)
- 1 検査日 国語  
 2 検査時刻 第1限 9:20～10:10(50分) 数学  
 第2限 10:25～11:15(50分) 社会  
 第3限 11:30～12:20(50分) 英語  
 第4限 13:10～14:10(60分) 理科  
 第5限 14:25～15:15(50分) 物理
- 3 筆記用具 鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、直定規又は三角定規(分度器の機能のあるものや、公式の記入のあるものは不可)、コンパスだけとし、その他のものは携帯しないこと。なお、和歌や格言等が印刷されているものは不可とする。ただし、定規(分度器の機能のあるものや公式の記入のあるものは不可)、コンパスは、必ず携帯すること。
- 4 腕時計等 計時機能以外の機能を有する腕時計、携帯電話等は携帯しないこと。
- ※1 学力検査と面接の集合時刻と場所及びその他の注意事項については、各高等学校で指示する。
- ※2 一般入学者選抜の受検証は、再募集入学者選抜の出願に必要であるので、検査終了後も大切に保管しておくこと。
- ※3 再募集入学者選抜に係る日程等は別紙に固知する。
- ※4 学力検査の得点と面接(作文、実技検査)の結果について、受検者本人の口頭の請求により受検した高等学校において開示する。
- 開示期間は、3月15日(水)から4月14日(金)までの1ヶ月間(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く)。
- 受付期間は、3月15日は正午から午後4時まで、それ以外の日は午前9時から午後4時まで。
- 請求の際は、受検証の他に本人であることを証明する書類(学生証、保険証など)を持参すること。

記載上の注意事項

- 1 県教育委員会が配付した用紙を使用すること。コピーは不可とする。
  - 2 受検する入学者選抜の種類に従い、一般又は再募集のどちらかを○でかこむこと。受検証についても同様とする。
  - 3 入学志願書の日付けは出願日(出願予定日)とする。
  - 4 氏名欄には、調査書と同一の氏名を記入すること。
  - 5 出身中学校欄には、中学校名及び卒業(卒業見込)年月日を記入し、卒業・卒業見込のどちらかを○でかこむこと。
  - 6 現住所欄には、郵便番号及び現住所を記入する。現住所は、県内志願者は郡市名から、県外志願者は都道府県名から記入すること。
  - 7 志望の課程、学科(コース)については、志願者の志望を必要に応じ、第1位から第6位まで記入することができる。
- (1) 課程欄は、全日制又は定時制の別を記入する。(例:全…全日制、定…定時制)
- (2) 大学科名欄は、志望する小学科(コース)が属する大学科の名称を記入する。
- (3) 小学科名・コース名欄は、志望する小学科名を記入する。ただし、コースがある場合は、上段に小学科名、下段にコース名を記入すること。全日制の総合学科の場合は、斜線を引くこと。
- (4) 該当がない欄には、斜線を引くこと。
- (記入例)

志望課程、学科(コース)及び志望順位					
課程	大学科名	小学科名・コース名	課程	大学科名	小学科名・コース名
1	全	商業	学科	ビジネス情報	コース
2	全	家庭	学科	生活文化 環境文化	コース
3	全	家庭	学科	生活文化 調理	コース

- 8 3教科又は4教科で学力検査を実施する高校で、志願者が受検教科を指定できる場合には、受検希望教科を○印でかこむこと(5教科実施の場合は記入不要)。ただし、学力検査実施教科が当該高校によりあらかじめ指定されている場合には、その指定されている教科については記入不要。
  - (記入例:3教科実施の場合で高校が国語を指定し、志願者が他の2教科を指定する場合)
- |            |    |    |   |   |   |   |         |
|------------|----|----|---|---|---|---|---------|
| 学力検査受検希望教科 | 国語 | 社会 | 数 | 学 | 理 | 科 | 外国語(英語) |
|------------|----|----|---|---|---|---|---------|
- 9 鳥取工業高等学校理工学科を志望する場合は、傾斜配点を希望する教科名(英語又は理科)を記入すること。鳥取工業高等学校理工学科を志望しない場合は、記入不要。
  - (記入例:傾斜配点を希望する教科を英語とした場合)
- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| 傾斜配点を希望する教科 | 英 | 語 |
|-------------|---|---|
- 10 入学選抜手数料を鳥取県収入証紙で納付する場合は、鳥取県収入証紙貼り付け欄に貼り付けること。
  - 11 ※印の欄(受付番号・受検番号)は、記入しないこと。
  - 12 受検証の氏名欄、性別欄及び生年月日欄もあらかじめ志願者において記入しておくこと。
  - 13 鳥取県収入証紙貼り付け欄上の氏名欄もあらかじめ志願者において記入しておくこと。また、一般又は再募集のいずれかを○でかこむこと。

# 入学志願者数報告書 (2月23日 午後1時まで 2月28日 午後1時まで)

高等学校名

課程	大学科	小学科 (コース)	志願者数 (2月23日) A	A(志願者) のうち 自己申告書 提出者数	志願を辞退 した者 B	新たに志望し てきた者(第1 志望を変更し た者を含む。) C	出願の特例 措置により志 願してきた者 D	最終志願者数 E		E 最終志願者のうち	
								E (E=A-B+C+D)	過年度 卒業者	県外志願者	自己申告 書提出者
全日制課程											
		計									
定時制課程											
		計									
提出期限			2月23日 午後1時まで 2月28日 午後1時まで								

(注) 1 県外志願者欄の県名欄には、当該都道府県名及び志願者数 A…2月21日(火)から2月23日(木)までに受理した志願者数(2月20日(月)までの消印のある郵送分を含む。)

を記入すること。ただし、県外指定地域志願者である場合は、 B…志願変更受付期間内において、第1志望の学科の志望を辞退した者(志願変更許可書を交付した者)

当該指定地域の市町村名及び志願者数を外数で記入すること。 C…志願変更受付期間内において、自校に新たに志望してきた者(自校へ志願していた者が第1志望を自校の他の課程、大学科、小学科(コース)に変えて新たに出席してきた者を含む。)

2 用紙の規格はA4判横長とする。 D…出願の特例措置により2月27日(月)から28日(火)までの間に志願してきた者

E…志願変更受付期間終了時における最終の志願者数



## 志 願 変 更 願

平成 年 月 日

鳥取県立 高等学校長 様

受 検 番 号

本 人 氏 名

保 護 者 氏 名 ⑩

私は、貴校 課程 学科 科  
コースに出願しましたが、  
都合により志願変更したいので、許可して下さるようお願いいたします。

割  
印

(旧志願高等学校→中学校→新志願高等学校)

## 志 願 変 更 許 可 書

出身中学校名

本 人 氏 名

保 護 者 氏 名

上記の者は、本校 課程 学科 科  
コースに出願してい

たが、志願変更の願い出があったので、これを許可する。

平成 年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏名 ⑩

(注) 県教育委員会が配付する用紙を使用すること。

# 収 入 済 印



備考 日付は志願変更を許可した日とする。

定時制課程から全日制課程へ志願変更する際に、差額に相当する額の鳥取県収入証紙が貼り付けてある場合には、この収入済印を証紙にかからないように押印すること。

受 検 者 数 報 告 書 (3月7日 午前11時まで)

高等学校名

課程	大学科	小学科 (コース)	最終 志願 者数	受 検 者 数	特別会場での受検者数				欠 席 者 数	欠席者数の理由別内訳									
					保 健 室 理 由	そ の 他 理 由	場 所	病 気		高 合 格	県 内 私 立 高 校 合 格	そ の 他	備 考						
全 日 制 課 程																			
			計																
定 時 制 課 程																			
			計																

(注) 用紙の規格はA4判横長とする。

# 面接・作文・実技検査実施計画書

\_\_\_\_\_ 高等学校

## 1 面接

(1) 日時 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

(2) 面接の方式・時間

ア 個人面接 ( ) 分

イ 集団面接 1回当たり受検者の数 ( ) 人

1回当たり面接時間 ( ) 分

## 2 作文

(1) 日時 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

(2) 実施場所

## 3 実技検査

(1) 日時 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

(2) 実施場所

(3) 検査内容

- (注) 1 平成29年1月11日（水）までに提出すること。  
2 用紙の規格はA4判縦長とする。

合格者数等報告書 [ 3月15日 午後1時まで 3月17日 午後1時まで ]

高等学校名

課程	大学科	小学科 (コース)	募集 定員	合格者数			左の内訳					入学 辞退 者数	左の理由別内訳				入学 確定 者数	入学 許可 者数			
				推薦 確約 者数	一般	合計	第1 志望	第2 志望 以下	過年 度卒 業者	県外 志願者 県名	自己 申告 提出者		入学 辞退 者数	高専 合格	県内私 立高校 合格	病気			その他 備考	繰上 合格 者数	
全日 制課 程																					
定時 制課 程																					
提出期限		3月15日 午後1時まで												3月17日 午後1時まで				4月7日 まで			

(注) 1 「第1志望」は、第1志望で合格した者を、「第2志望以下」は、第2志望以下で合格した者の数を記入する。  
 2 入学許可者数は、実際に入学を許可した者について記入する。  
 3 用紙の規格はA4判横長とする。

# 入 学 辞 退 書

平成 年 月 日

鳥取県立

高等学校長 様

受 検 番 号

本 人 氏 名

保 護 者 氏 名

印

このたび、平成29年度鳥取県立高等学校一般入学者選抜において、貴校 課程 学科  
科  
コース に合格しましたが、下記理由により入学を辞退します。

記

理由

〔

〕

上記のことを承知しています。

中学校名

校長氏名

印

- (注) 1 中学校長は、平成29年3月16日（木）午後1時まで提出すること。なお、提出はFAX又は電子メール可とし、その場合は、原本を平成29年3月21日（火）までに親展で提出すること。（郵送可）
- 2 理由欄には、辞退の理由を具体的に記入すること。
- 3 用紙の規格はA4判縦長とする。

# 入 学 辞 退 者 名 簿

鳥取県立

高等学校長 様

番号	課 程	大学科	小学科（コース）	受検番号	氏 名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
入学辞退者 計 名					

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

中学校名

校長氏名



- (注)
- 1 中学校長は、平成29年3月16日（木）午後1時まで提出すること。なお、提出はFAX又は電子メール可とし、その場合は、原本を平成29年3月21日（火）までに親展で提出すること。（郵送可）
  - 2 推薦入学者選抜の入学確約者の中で辞退者があった時には、併せて報告すること。
  - 3 辞退者がいない場合は0名と記入すること。
  - 4 用紙の規格はA4判縦長とする。



再募集実施計画書					
学 校 名					
科 又 は コ ー ス					
期 日	平成 2 9 年 3 月 2 3 日 (木)				
学 力 検 査	実施する ・ 実施しない				
	実施する場合の教科				
	一般入試学力検査 結果の利用方法				
実 技 検 査	実施する ・ 実施しない				
	検 査 内 容				
作 文	実施する ・ 実施しない				
日 程					
備 考					

- (注) 1 該当するものを○でかこむこと。  
 2 一般入試の学力検査結果を利用する場合は、利用方法を詳細に記入すること。利用しない場合もその旨記入すること。日程欄には、集合時刻、各検査の実施時刻、場所等を記入すること。  
 3 平成29年3月17日（金）午後1時まで提出すること。  
 4 用紙の規格はA4判縦長とする。

様式第21号 (FAX又は電子メール) (高等学校→高等学校課)

## 再募集入学志願者数等報告書 (3月22日 午後1時まで 3月27日 午後1時まで)

高等学校名

課程	大学科	小学科 (コース)	募集人員	志願者数	受検者数	合格者数
全日制課程						
	計					
定時制課程						
	計					
提出期限			3月22日 午後1時まで	3月27日 午後1時まで		

(注) 用紙の規格はA4判横長とする。

# 学力検査成績提供依頼書

平成 年 月 日

鳥取県立 高等学校長 様

鳥取県立 高等学校長 

再募集入学者選抜を実施するに当たり、下記の受検者に係る一般入学者選抜学力検査の成績の提供をお願いします。

## 記

受 検 番 号	氏 名	成績提供を希望する教科

(注) 用紙の規格はA4判縦長とする。

# 学 力 検 査 成 績 書

鳥取県立

高等学校長 様

受 検 番 号	氏 名	受 検 教 科				
		国 語	社 会	数 学	理 科	英 語

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

鳥取県立

高等学校長



- (注) 1 受検していない教科には斜線を引き、提供を求められなかった教科は空欄とすること。  
2 用紙の規格はA4判縦長とする。

# 特 別 措 置 願 Ⅰ

平成 年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
又 是  
鳥 取 県 立 高 等 学 校 長 様

住 所

志願者氏名

保護者氏名 ㊟

下記の事情により、平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜の受検において、身体等の障がいに関する特別措置をお願いします。

## 記

1 障がいの状況

2 希望する特別措置

学校長の所見

中学校名  
校長氏名



（注）用紙の規格はA4判縦長とする。

## 特別措置願Ⅱ

平成 年 月 日

鳥取県教育委員会教育長  
又は  
鳥取県立 高等学校長 様

住 所

志願者氏名

保護者氏名

㊞

下記の事情により、平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜において日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての扱いをお願いします。

### 記

#### 1 教育歴

学 校 名	所 在 地（国名・都市名）	期 間
		昭和 平成 年 月 ～ 昭和 平成 年 月
		昭和 平成 年 月 ～ 昭和 平成 年 月
		昭和 平成 年 月 ～ 昭和 平成 年 月
		昭和 平成 年 月 ～ 昭和 平成 年 月
備 考		

（注）備考の欄には、特に参考となることがあれば記入する。

#### 2 日本語能力の状況

#### 3 希望する特別措置

学校長の所見

中学校名  
校長氏名

㊞

（注）用紙の規格はA4判縦長とする。

参考

## 平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜 検査に当たっての配慮事項決定通知書

平成 年 月 日

立 中学校長 様

鳥取県教育委員会教育長

貴校から申請のあった下記志願者の検査に当たっての配慮事項について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

志 願 者 氏 名		
検 査 に 当 た っ て の 配 慮 事 項		
【許可事項】	【不許可事項】	

- (注) 1 中学校長は、志願者本人に決定通知書を渡すこと。  
2 決定通知書に許可事項のある志願者は、出願時に出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長へ決定通知書（写し）を他の出願書類に添付して提出しなければならない。



※ 受検番号

# 自 己 申 告 書

平成 年 月 日

鳥取県立 高等学校長 様

出身中学校名

志願者氏名

保護者氏名

印

わたしは、貴校への志願に当たり、以下のことを申告します。

**【高等学校に理解してほしいことがら】**

学校に行けなかった主な理由、高等学校で学びたいこと、将来の希望などについて記入してください。

（裏面に注意事項あり）

(裏面)

## 自己申告書についての注意事項

- 1 中学校における長期欠席等の特別の事情のある生徒は、中学校から自己申告書用紙の配付を受け、志願する高等学校に提出することができる。
- 2 自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。
  - (1) 第3学年の欠席日数が原則として50日以上のある者
  - (2) 第3学年の欠席日数が50日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者
    - ア 適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある者
    - イ 学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある者
    - ウ 第1学年又は第2学年の欠席日数が原則として50日以上のある者
- 3 記載上の注意
  - (1) 自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、高等学校で学びたいこと、将来の希望など、志願する高等学校に理解してほしいことがらとする。
  - (2) 自己申告書の志願者氏名及び申告の内容は志願者本人が、また保護者氏名は保護者本人がそれぞれ記入する。
  - (3) ※欄（受検番号欄）には記入しないこと。
- 4 自己申告書を提出しようとする者は、この申告書を封筒に入れて厳封の上、志願書とともに中学校長に提出する。その際、封筒の表に、中学校名・本人氏名を記入するとともに、「自己申告書在中」と明記する。
- 5 自己申告書の提出を受けた中学校長は、他の出願書類とともに志願先高等学校の校長に提出する。
- 6 中学校長から自己申告書の提出を受けた高等学校長は、自己申告書の内容に応じて、受検者全員に対して実施する面接又は口頭試問とは別に、個人面談を実施したり、選抜方法を工夫するなどの配慮をする。
- 7 中学校長から自己申告書の提出を受けた高等学校長は、記載内容によって志願者に不利が生じることのないように配慮する。

## 県立高校入試の自己申告書について

鳥取県教育委員会

学校を長期間欠席したことがある生徒は、「自己申告書」を高等学校に提出することができます。

### 1 「自己申告書」を提出できる生徒

- (1) 第3学年の欠席日数が原則として50日以上の生徒
- (2) 第3学年の欠席日数が50日までにはならないが、次のいずれかに該当する生徒
  - ア 適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある生徒
  - イ 学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある生徒
  - ウ 第1学年又は第2学年の欠席日数が原則として50日以上の生徒

### 2 「自己申告書」の提出

- (1) 用紙は、担任の先生からもらってください。
- (2) 「自己申告書」には、学校に行けなかった理由、高等学校で学びたいこと、将来の希望などを書いてください。
- (3) 書き終えたら、必ず保護者の方に見てもらい、封筒に入れ、封をして中学校に提出してください。
- (4) 中学校はそのまま高等学校に提出します。

### 3 「自己申告書」の取り扱い

- (1) 提出を受けた高等学校は、生徒個々の事情に応じた配慮をします。
- (2) 「自己申告書」を提出すると、その記載内容等について、もう少し詳しく知りたいと高等学校が判断した場合には、全員が受ける面接とは別に、個人面談が行われることもあります。

わからないことは、中学校又は鳥取県教育委員会事務局高等学校課にお問い合わせください。

【鳥取県教育委員会事務局高等学校課】

TEL 0857-26-7916

FAX 0857-26-0408

様式第28号 (FAX又は電子メール) (高等学校→高等学校課)

# 出身地区別志願者数報告書 (4月7日まで)

高等学校名

学科 又は コース	推薦入学者選抜				一般入学者選抜				再募集入学者選抜				
	総数	左の内訳			総数	左の内訳			総数	左の内訳			
		県内東部	県内中部	県内西部 海外		県内東部	県内中部	県内西部 海外		県内東部	県内中部	県内西部 海外	
計													

(注) 1 内訳は、出身中学校の所在地によること。  
 2 欄の上段は平成29年3月卒業者数、欄の下段は過年度卒業者数とすること。  
 3 一般入学者選抜欄は、最終志願者数によること。  
 4 平成29年4月7日(金)までに提出すること。

## 県外志願者出願届

平成 年 月 日

鳥取県立

高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

㊟

下記の事情により、県外志願者として貴校に出願します。なお、貴校に出願した上は、鳥取県以外の公立高等学校に出願しないことを確約します。

記

生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 生	性別	
志願者の現住所			
志願者の転居先住所			
志願者の転居予定日	平成 年 月 日		
保護者の現住所			
出身中学校等	卒業・卒業見込		
特 別 事 情			

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

中学校名  
校長氏名

㊟

（A 4判縦長）

# 受 検 欠 席 届

平成 年 月 日

鳥取県立

高等学校長 様

受 検 番 号

本 人 氏 名

このたび、平成29年度鳥取県立高等学校一般入学者選抜において、貴校 課程 学科  
科  
に出願しましたが、下記理由により受検を欠席します。  
コース

記

理由： 該当する理由に○を付けてください。

- ・米子工業高等専門学校合格
- ・県内私立高等学校合格
- ・病気
- ・その他( )

上記のとおり届け出がありました。

中学校名

校長氏名



- (注) 1 中学校長は、平成29年3月6日（月）午後4時までに提出すること。なお、それ以降に把握した場合は、把握でき次第すみやかに提出すること。FAX又は電子メールでの提出を可とする。
- 2 用紙の規格はA4判縦長とする。

## 問 合 せ 先 一 覧 表

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
鳥取東高等学校	680-0061	鳥取市立川町 5-210	0857-22-8495	0857-22-8497
鳥取西高等学校	680-0011	鳥取市東町 2-112	0857-22-8281	0857-22-7324
鳥取商業高等学校	680-0941	鳥取市湖山町北 2-401	0857-28-0156	0857-28-0157
鳥取工業高等学校	689-1103	鳥取市生山 111	0857-51-8011	0857-51-8499
鳥取湖陵高等学校	680-0941	鳥取市湖山町北 3-250	0857-28-0250	0857-28-0105
鳥取緑風高等学校	680-0945	鳥取市湖山町南 3-848	0857-37-3100	0857-28-0071
青谷高等学校	689-0595	鳥取市青谷町青谷 2912	0857-85-0511	0857-85-0512
岩美高等学校	681-0003	岩美郡岩美町浦富 708-2	0857-72-0474	0857-72-3445
八頭高等学校	680-0492	八頭郡八頭町久能寺 725	0858-72-0022	0858-72-0113
智頭農林高等学校	689-1402	八頭郡智頭町智頭 711-1	0858-75-0655	0858-75-0654
倉吉東高等学校	682-0812	倉吉市下田中町 801	0858-22-5205	0858-22-5206
倉吉西高等学校	682-0925	倉吉市秋喜 20	0858-28-1811	0858-28-1812
倉吉農業高等学校	682-0941	倉吉市大谷 166	0858-28-1341	0858-28-1342
倉吉総合産業高等学校	682-0044	倉吉市小田 204-5	0858-26-2851	0858-26-2852
鳥取中央育英高等学校	689-2295	東伯郡北栄町由良宿 291-1	0858-37-3211	0858-37-3212
米子東高等学校	683-0051	米子市勝田町 1	0859-22-2178	0859-22-2170
米子西高等学校	683-8512	米子市大谷町 200	0859-22-7421	0859-22-7423
米子高等学校	683-0023	米子市橋本 30-1	0859-26-1311	0859-26-1312
米子南高等学校	683-0033	米子市長砂町 216	0859-33-1641	0859-33-1642
米子工業高等学校	683-0052	米子市博労町 4-220	0859-22-9211	0859-22-9212
米子白鳳高等学校	689-3411	米子市淀江町福岡 24	0859-37-4020	0859-37-4021
境高等学校	684-8601	境港市上道町 3030	0859-44-0441	0859-44-0443
境港総合技術高等学校	684-0043	境港市竹内町 925	0859-45-0411	0859-45-0413
日野高等学校	689-4503	日野郡日野町根雨 310	0859-72-0365	0859-72-0366
県教育委員会高等学校課	680-8570	鳥取市東町 1-271	0857-26-7916	0857-26-0408
県教育委員会東部教育局	680-0846	鳥取市扇町 21	0857-22-1602	0857-22-1607
県教育委員会中部教育局	682-0802	倉吉市東巖城町 2	0858-23-3252	0858-23-5203
県教育委員会西部教育局	683-0054	米子市糺町 1-160	0859-31-9776	0859-35-2096

### 県教育委員会報告用ファクシミリ番号・電子メールアドレス

全 地 区	0 8 5 7 - 2 6 - 0 4 0 8	高等学校課設置ファクシミリ
	koutougakkou@pref.tottori.jp	高等学校課代表メールアドレス

### 鳥取県教育委員会ホームページアドレス

<http://www.pref.tottori.lg.jp/kyouiku/>



# 高等学校等での奨学金制度等について

## 1 県立高校授業料に対する就学支援金制度（平成28年7月現在）

### (1) 制度の概要

「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満の世帯に就学支援金が支給され、県が代理受領することにより、受給資格のある生徒の保護者の皆様には実質的な授業料の負担はありません。

なお、受給を辞退された方及び受給資格が不認定となった方については授業料が徴収されません。

### (2) 対象者（次のすべてに該当する方）

- ・ 県立高等学校の全日制、定時制及び通信制に在学している者。（聴講制度による聴講料は対象外）
- ・ 平成26年度以降の入学者。

### (3) 受給資格

市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯。

なお、受給資格が不認定となった方であっても、事業の倒産や失業等により保護者が収入を得られなくなったときは、授業料が免除される場合があります。詳しくは、高等学校または鳥取県教育委員会事務局高等学校課（0857-26-7929）にお問い合わせください。

### (4) 就学支援の対象

対象となるのは「授業料」のみです。

次のような経費は「授業料」に含まれません。

- ・ 入学料
- ・ 入学選抜手数料（受検料）
- ・ 教科書代
- ・ 修学旅行費
- ・ 諸経費（※）など、「授業料」以外のすべての経費

※諸経費とは、生徒会費やPTA会費などで、学校ごとに異なります。概ねの経費は高等学校課ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/87664.htm>）に掲載していますが、詳しくは各学校にお問い合わせください。

### (5) その他

特別支援学校高等部（琴の浦高等特別支援学校を含む。）については、以前から授業料は不要となっています。

私立高等学校についても、就学支援金制度が適用されていますが、運用は各学校、家庭の状況によって異なりますので、各学校にお問い合わせください。

## 2 高校生等奨学給付金について（平成28年7月現在）

### (1) 趣旨

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。（給付のため、返還の必要はありません。）

### (2) 対象者（次のすべてに該当する方）

- ・ 市町村民税所得割額非課税世帯又は生活保護法による生業扶助受給世帯
- ・ 保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- ・ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学している者。（特別支援学校高等部生徒を除く。）
- ・ 平成26年度以降の入学者

(3) 支給額等（支給額欄の下段（ ）は、通信制に在学する者への支給額。）

支給対象者		支給額（年額）	申請に必要な添付書類
生活保護受給世帯 （通信制在学者も同額。）	国公立	32,300円	生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類
	私立	52,600円	
生活保護受給世帯以外			
第1子の高校生等がいる世帯	国公立	59,500円 (36,500円)	対象となる高校生等本人の健康保険証の写し
	私立	67,200円 (38,100円)	
15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	129,700円 (36,500円)	対象となる高校生等本人及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し
	私立	138,000円 (38,100円)	

\* 問い合わせ先は鳥取県教育委員会事務局育英奨学室（0857-29-7145）です。

### 3 鳥取県育英奨学資金（高等学校等奨学資金）

#### (1) 概要

申請資格	対象学校	高等学校、高等学校に相当する外国の学校のうち県教育委員会が認めたもの、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程
	学力基準	修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。
	所得基準	世帯の年間所得が所得基準以下であること。 （(2)所得の上限額についてを参照）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が県内に住所を有していること。</li> <li>鳥取県から他の奨学金の貸与又は給付を受けていない者。（高校生等奨学給付金との併給は可能です。）</li> <li>鳥取県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与又は給付を受けていないこと。</li> </ul>
貸与月額	国公立：18,000円（自宅通学）      国公立：23,000円（自宅外通学） 私立：30,000円（自宅通学）      私立：35,000円（自宅外通学）	
貸与方法	貸与を認めた月から正規の修業年限まで金融機関の本人口座に振り込みます。	
返還方法	貸与終了後15年以内（退学・辞退等の場合は10年以内） 無利子で半年賦・月賦により返還（返還方法は口座振替のみ）	
猶予制度	大学等への進学、災害、傷病等の場合は、申請によりその期間の返還が猶予されます。	
申込方法	<b>1 高等学校等入学前の申込（予約採用）</b> 入学前に奨学資金を予約する制度です。進学する前年の秋に中学校の奨学金窓口に出してください。（9月30日申込締切） <b>2 高等学校等入学後の申込（在学採用）</b> 春に高等学校等で奨学生の募集を行います。（平成29年4月30日申込締切） <b>3 緊急の申込（緊急採用）</b> 家計が急変（主たる家計支持者の失職・病気・事故・会社倒産・死別又は離別・災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合や年度途中で新規に入学し奨学金を希望する場合は在学している高等学校等の奨学金窓口にご相談ください。 なお、県外の高等学校等へ進学された場合の申込方法については、鳥取県教育委員会事務局育英奨学室（0857-29-7145）へ相談してください。	
その他	1 奨学資金の申込にあたっては、連帯保証人と保証人（生計が別で同居していない者）が必要です。 2 奨学資金の返還を怠ったときは、半年につき5%の延滞金が加算されます。 3 長期滞納となった場合は、法的措置をとる場合もあります。	

## (2) 所得の上限額について

### 【所得基準の例】

世帯形態	所得金額
○子どもが1人の3人世帯の場合	790万円程度
○子どもが2人いる4人世帯の場合	
・弟又は妹が中学生の場合	830万円程度
・兄又は姉が大学生（私立で自宅外通学）の場合	960万円程度

所得金額（所得税の所得）は世帯全員の前年1年分を対象とします。

所得基準は、家族構成・通学状況・その他特別な事情により考慮されます。詳しくは鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金）募集要項をご覧ください。

## 4 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金、修学資金)

区 分		就学支度資金	修学資金																		
申請資格	対象学校	高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程																			
	資格	母子家庭の母、父子家庭の父（扶養する生徒が対象学校に入学する場合） または生徒本人 父母のない生徒																			
貸与額		○就学支度資金 (単位：円)	○修学資金（月額） (単位：円)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立の高校・高専・専修(高等)</td> <td>自宅 150,000 自宅外 160,000</td> </tr> <tr> <td>私立の高校・専修(高等)</td> <td>自宅 410,000 自宅外 420,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	限度額	国公立の高校・高専・専修(高等)	自宅 150,000 自宅外 160,000	私立の高校・専修(高等)	自宅 410,000 自宅外 420,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">高校・専修(高等)</td> <td>国公立</td> <td>自宅 27,000 自宅外 34,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅 45,000 自宅外 52,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高専</td> <td>国公立</td> <td>自宅 31,500 自宅外 33,750</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅 48,000 自宅外 52,500</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	限度額	高校・専修(高等)	国公立	自宅 27,000 自宅外 34,500	私立	自宅 45,000 自宅外 52,500	高専	国公立	自宅 31,500 自宅外 33,750	私立	自宅 48,000 自宅外 52,500
		区 分	限度額																		
		国公立の高校・高専・専修(高等)	自宅 150,000 自宅外 160,000																		
私立の高校・専修(高等)	自宅 410,000 自宅外 420,000																				
区 分	限度額																				
高校・専修(高等)	国公立	自宅 27,000 自宅外 34,500																			
	私立	自宅 45,000 自宅外 52,500																			
		高専	国公立	自宅 31,500 自宅外 33,750																	
	私立		自宅 48,000 自宅外 52,500																		
返還方法	返還期間	5年以内	20年以内																		
返還方法	据置期間	卒業後（大学等へ進学した場合は大学卒業後）6ヶ月間																			
返還方法	返還方法	貸与終了、据置期間経過後、無利子で年賦・半年賦・月賦により返還																			
申込方法	お住まいの市町村役場又はお住まいの地域を管轄する東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局へお問い合わせください。																				
その他	1 借主が母又は父の場合、児童が連帯借主となります。 2 借主が児童の場合、連帯保証人が1名必要となります。																				

## 5 県立高校入学者選抜手数料及び入学料の減免について

### (1) 概要

東日本大震災及び熊本地震に伴い、被災地域から鳥取県内に避難している者のうち、対象者に該当し減免を申請する者は、当分の間、県立高校入学者選抜手数料及び入学料を全額免除することとします。

### (2) 対象者（次のいずれかに該当する者）

- ・従来住んでいた家が一部損壊以上の被害を受けた者
- ・福島県に居住していた者（東日本大震災による被災者のみ）

なお、免除申請の書類等については、中学校または鳥取県教育委員会事務局高等学校課（0857-26-7929）にお問い合わせください。